

令和8年度

# 西北の教育

青森県教育庁 西北教育事務所



# 巻 頭 言

西北教育事務所長

西北管内の教育関係者の皆様におかれましては、日頃から管内の学校教育、社会教育・文化・スポーツなど幅広い分野において、一層の充実、発展のために御尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

青森県教育委員会では、「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～をめざす教育として様々な取組を進めています。すべてのこどもたちには、笑顔で成長し、学びの面白さを知り、そして、予測困難な未来を切り拓く力を身に付けてほしいと考えております。そのためには、

1. 「生きる力」(自ら考え判断し、行動するたくましい力)
2. 「郷土を育てる力」(ふるさと青森を知り、愛着と誇りを持つ力)
3. 「個性を生かす力」(人を思いやり認めたと、自己を肯定し、自身の才能を生かす力)

の3つの力が必要です。青森県教育委員会では、こどもたちがこれらの力を身に付けられるよう

1. 学びの充実
2. こどもたちに寄り添う教職員の余白づくり、つまり「働き方改革」の加速化
3. 大人もこどもも青森の良さを知り、誇りに思う機運の醸成

に取り組んでまいります。「県民の宝であるこどもたちの幸せは県民の幸せにつながる」という思いで、こどもたちのための教育改革と、こどもの学びを県民が一体となって支える社会の実現に向けて、各市町村教育委員会や各学校と一丸となり取組を進めてまいります。

西北教育事務所では、こどもたちが、誰一人取り残されず、安心して一人一人の個性や資質・能力を最大限伸ばせるよう、「青森県教育施策の大綱(あおもり未来教育ビジョン Ver2.0)」において、こどもたちが学校教育等を通して身に付けてほしい力として県が位置付けた「学びと挑戦(新たな価値を創造する力)」「主体性(責任ある行動をとる力)」「対話(対立やジレンマを克服する力)」を念頭に、教育環境の充実を進めてまいります。また、こどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員に対し、各種学校訪問をはじめ、各種研修会の実施、特別支援教育巡回相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣等、様々なかたちで寄り添う支援を一層充実するとともに、学校と家庭・地域との連携、協働の推進に努めてまいります。さらに、学習活動を通じて社会が人を育み、人が社会をつくるという好循環を目指し、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進にも努めてまいります。

当教育事務所では、今後も「教育は人づくり」の視点に立ち、学校教育や社会教育に関する最新の動向を捉えながら、西北の教育の更なる充実を目指して、各種事業に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 目 次

巻頭言	西北教育事務所長	-----	1
青森県教育施策の方針		-----	4
令和8年度 学校教育指導の方針と重点		-----	5
令和8年度 社会教育行政の方針と重点		-----	7
令和8年度 文化財保護行政の方針と重点		-----	8
令和8年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点		-----	9

## 学 校 教 育

1 学校教育指導の方針と重点		-----	10
〔重点1〕 授業の充実		-----	13
〔重点2〕 道徳教育の充実		-----	17
〔重点3〕 特別活動の充実		-----	19
〔重点4〕 体育・健康教育の充実		-----	21
〔重点5〕 生徒指導の充実		-----	23
〔重点6〕 キャリア教育の充実		-----	25
〔重点7〕 特別支援教育の充実		-----	27
〔重点8〕 環境教育の推進		-----	29
〔重点9〕 国際化に対応する教育の推進		-----	30
〔重点10〕 情報化に対応する教育の推進		-----	32
〔重点11〕 研修の充実		-----	34
〔重点12〕 複式教育の充実		-----	36
2 各種手続き等			
〔1〕 学校訪問について		-----	38
〔2〕 校内研究について		-----	43
〔3〕 教育支援委員会について		-----	45
〔4〕 特別支援教育巡回相談員制度について		-----	47
〔5〕 生徒指導に係る各種派遣手続きについて		-----	49
〔6〕 児童虐待への対応について		-----	52
〔7〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について		--	55

## 社 会 教 育

1	社会教育行政の方針と重点	61
	〔重点1〕 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成	63
	〔重点2〕 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成	64
	〔重点3〕 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進	65
	〔重点4〕 社会教育推進のための基盤整備	66
	〔重点5〕 伝統芸能の継承と文化財の保護	67
	〔重点6〕 スポーツの推進	68
2	各種手続き等	
	〔1〕 社会教育関係教育委員会訪問	71
	〔2〕 講師、助言者等の派遣	73

## 総 務 課

### 総 務 課 関 係

〔1〕	令和8年度 学級編制について	74
〔2〕	令和8年度 小・中学校教職員配置基準	75
〔3〕	教員加配等について	78
〔4〕	総務課関係 教育事務所提出書類一覧	79

## 資 料

〔1〕	管内小・中学校一覧	81
〔2〕	令和8年度 西北教育事務所事業予定（学校教育関係・社会教育関係）	84
〔3〕	西北教育事務所機構図・事務分掌	86

## 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く<sup>ひら</sup>人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

# 令和8年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

## 1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

## 2 重点

### 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

### 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

### 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

### 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

### 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

オ 不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実

#### キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

ア キャリア教育指導体制の整備・充実

イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

#### 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

ア 校内支援体制の充実

イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

#### 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫

ウ 環境に関わる体験活動の充実

#### 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

#### 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

#### 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

# 令和8年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

## 1 方針

県民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

## 2 重点

学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の充実

地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 郷土を愛する県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

\* 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

# 令和 8 年度 文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

## 1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

## 2 重点

### 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援

### 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援
- ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

### 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

### 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示・調査研究、教育普及活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の提示、教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

# 令和8年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

## 1 方針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

## 2 重点

### 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

### 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

### スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

### 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

# 学 校 教 育

# 1 学校教育指導の方針と重点

**方針** 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

**課題** 「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

## 重点

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 授業の充実         | 2 道德教育の充実        |
| 3 特別活動の充実       | 4 体育・健康教育の充実     |
| 5 生徒指導の充実       | 6 キャリア教育の充実      |
| 7 特別支援教育の充実     | 8 環境教育の推進        |
| 9 国際化に対応する教育の推進 | 10 情報化に対応する教育の推進 |
| 11 研修の充実        | 12 複式教育の充実       |

「特に推進すべき事項」については、重点1～重点12（P13～P37）の中で、印ゴシック体で示しています。

## \*\*\* 方 針 \*\*\*

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

## \*\*\* 課 題 \*\*\*

「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

### 確かな学力の育成

#### 1 目指す資質・能力の明確化

学習指導要領の目標と内容を踏まえ、児童生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができるよう、展開を工夫する授業が多く見られる。今後は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、児童生徒に、目指す資質・能力の育成に繋がる指導の手立ての工夫に努める必要がある。

#### 2 児童生徒主体の授業づくり

個に応じた指導などの指導方法・指導体制と教材等の工夫・改善を行い、児童生徒の実態に応じた授業づくりに努める様子が見られる。その一方で、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校ともに「思考・判断・表現」にはまだ課題がある。今後は、児童生徒に必然性のある課題設定や思考を促す発問、目的ある学び合いの場の設定など、児童生徒主体の授業づくりに努める必要がある。

#### 3 「振り返り」の設定

1単位時間の授業において、児童生徒がよりよい振り返りができるよう、振り返りの視点を示す学校が増えている。その一方で、教師の振り返りを行う意識が習慣化されていないことや教師の授業設計が不十分であることにより、振り返りまで到達できない授業が散見される。今後は、振り返りの効果を再認識するとともに、振り返りまで確実に到達できるよう、指導内容の焦点化を図りながら授業設計をする必要がある。

#### 4 ICTの効果的な活用

児童生徒の実態などに応じて、ICTの特性を生かし、積極的に利用する学校が増えている。今後は、ICTの利用が学習活動の「目的」ではなく、授業の目標を達成するための「手段」となるよう、各教科の特質、指導の目標や内容に応じた効果的な活用に努める必要がある。

#### 5 「指導と評価の一体化」の推進

各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、教師による評価とともに、児童生徒による自己評価や相互評価などが行われている学校が増えている。今後は、指導に生かす評価と記録に残す評価を明確にし、学習評価を授業改善に生かす「指導と評価の一体化」の推進に努める必要がある。

#### 6 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別に対応する学校が多く見られる。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成している学校が増えている。その一方で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加により、個々の対応に苦慮している学校が多く見られる。今後は、児童生徒の実態を的確に把握し、授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮を適切に提供する体制の整備に努める必要がある。

## 豊かな心・健やかな体の育成

### 1 道徳科における指導の工夫

道徳科において、主題に対する興味や関心を高める導入の工夫や自分の事として捉えさせる発問など、展開を工夫する授業が多く見られる。今後は、道徳性を構成する諸様相の育成に向け、ねらいを明確にし、物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値に対する思いや考えをまとめることができるような指導の工夫を図る必要がある。

### 2 自己存在感、自己有用感、自己肯定感を高める取組

生徒指導の実践上の四つの視点を意識した授業実践を行うとともに、学校生活全体を通して児童生徒一人一人のよさを認め、自己肯定感を高めるための取組が行われている学校が多く見られる。今後は、児童生徒の実態を把握し、個性を尊重するとともに、それぞれの特性を理解しながら、自己存在感、自己有用感、自己肯定感をさらに高める活動を設定する必要がある。

### 3 いじめ対応の徹底

いじめへの対応について、日常的な観察による情報収集や定期アンケートの調査等を通じて積極的な認知に努め、未然防止・早期発見・早期対応に全ての学校が取り組んでいる。今後は、学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルについて、定期的に見直しその内容を教職員全体で共有する必要がある。

### 4 不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒に対して、校内教育支援センターの設置や定期的な家庭訪問、弾力的な時間割の編成により、個別に丁寧な対応を行う学校が多く見られる。今後は、養護教諭や生徒指導担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、必要に応じて外部の関係機関と連携を図りながら、実効的なチーム支援の体制を構築する必要がある。

### 5 情報モラル等に関する指導の充実

児童生徒のデジタルリテラシーの育成のために、情報モラル教室を実施する学校が多く見られる。また、中学校区の全学校で共通理解を図り共通した取組を行っている学区もある。今後は、SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、情報モラル教室などの機会を通じて周知するとともに、トラブル対応についても学校・家庭・関係機関が連携を図りながら指導の充実に努める必要がある。

### 6 体力の向上を図る指導の充実

主体的に運動に親しませるために、体育科・保健体育科において、個に応じた学習の場の設定や学習カードの活用などの工夫が行われている授業が見られる。また、小学校では体力の向上を図るために、年間を通して、業間活動において体力づくりの時間を設定している学校が多く見られる。今後は児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れ仲間と共に多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を多く設定する必要がある。

### 7 望ましい生活習慣の育成

関係機関と連携し、外部講師を活用した健康に関する学習を実施するなど、健康教育の充実に取り組んでいる学校が見られる。今後は、児童生徒の望ましい生活習慣の育成のために、体育科・保健体育科の時間はもとより、特別活動などを中心とした効果的な指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携を図り、学校の教育活動全体を通じた指導を適切に行う必要がある。

## 【重点1】 授業の充実

### 実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、目指す資質・能力を明確にした指導計画等を作成する。諸検査の結果を基に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かした指導計画や全体計画を作成する。

教育活動の質の向上のために、目標の実現に必要な内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、PDCAサイクルに基づき改善を加えることなどを通して、組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントの実践に努める。

#### 2 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成及び「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

知識及び技能を習得させるためには、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業づくりを工夫する。

思考力、判断力、表現力等の育成のためには、課題への探究的な過程、自分の考えを表現したり伝え合ったりする過程、新たな意味や価値を創造していく過程を重視して、より適切な指導方法や学習形態を選択しながら、授業づくりを工夫する。

学びに向かう力、人間性等の涵養のためには、社会との関わりの中で学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させる。そして、課題解決に向けて、粘り強い取組と自らの学習を調整しようとする態度を養うよう、児童生徒主体の授業づくりを工夫する。

#### 3 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導改善につながる評価の工夫

単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、児童生徒の学習状況を評価し指導改善に生かす評価や、総括に生かすために記録に残す評価について、その時期や場面を精選しながら評価計画を作成する。

一人一人のもつよい点や可能性など多様な側面や進歩の状況などについても積極的に評価し伝えることや、相互評価や自己評価などを工夫し、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価に努める。

指導と評価の一体化を進めるために、学習の成果（児童生徒が身に付いた資質・能力）を的確に捉え、指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が学習を振り返って、次の学習に向かうことができるように評価を工夫する。

#### 4 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

観察や見学、調査活動、野外活動、学んだことを基に実践する活動等、各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫に努める。

「見方・考え方」を働かせながら、習得、活用、探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた問題解決的な学習を重視した指導の工夫に努める。

5 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的に利活用し、教育課程との関連を踏まえた利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に利活用が図られるように努める。

校内研修等により、活用指導事例を校内で共有し、これまでの実践とICTを最適に組み合わせ有効に活用する。また、他の学校・地域との交流活動での活用や家庭など学校外での学びの充実に努める。

参考となる資料

StuDX Style  
(文部科学省)



全国学力・学習状況調査 授業アイデア例(令和7年度)  
(令和7年8月 国立教育政策研究所)



「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



学習評価の在り方ハンドブック  
(令和元年6月 国立教育政策研究所)



令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた指導例  
(令和7年12月 青森県教育委員会)



令和7年度全国学力・学習状況調査 本県の結果と分析  
(令和7年11月 青森県教育庁学校教育課)



学びの質を高める授業スタンダード実践編  
(令和3年3月 青森県教育委員会)



学びの質を高める授業スタンダード  
(令和2年3月 青森県教育委員会)



# 学びの質を高める授業スタンダード

主体的・対話的で深い学びの実現のための指導のポイントを「学びの質を高める授業スタンダード」として以下に示しています。授業づくりの参考として、有効活用してください。

## 学びの質を高める授業スタンダード

単元や題材のまとまりの中で、目指す資質・能力を明確にした授業づくりを行うことが大切です。

### 1 導入の場面（課題把握）

こどもの問いや思い・願いを引き出し、課題意識をもたせる過程

教材提示

【「問い」や「思い・願い」を引き出すために】

- ・具体物の提示（写真、図、動画、絵、複数の資料の比較 など）
- ・既習事項の確認等（ノート、ワークシート、掲示物 など）
- ・実演等（教師による実験、こども自身が試す活動 など）
- ・対話（生活経験や既習事項の想起 など）

課題の把握

【「何を学習するか」「何ができればよいか」を明確にするために】

- ・こどもの気付きや発言などをつないで焦点化し、課題(めあて)を設定する。

#### 課題の条件

- ・こどもの実態に即している
- ・こどもにとって身近で分かりやすい
- ・学習への興味・関心を高めることができる
- ・適度な難易度で解決の見通しをもてる
- ・多様な考え方や解決法などを引き出すことができる
- ・こどもにとって、追究・解決する価値がある

### 2 展開の場面（追究・解決）

こども一人一人の学びを見取って適切に支援し、課題の解決につなげる過程

計画・方向付け・見通し

【追究・解決への手掛かりを見付けさせるために】

- ・課題と生活経験や既習事項を関連付けて「何をどのように追究・解決するのか」の見通しをもたせる。
- ・結果の見通しをもたせる。（答えの予想、仮説を立てる など）
- ・方法の見通しをもたせる。（既習事項の活用、解決の順序 など）

## 個での追究・解決

### 【自分の思いや考えをもてるようにするために】

- ・子どもが「何をどのように考えているのか」を見取り、個に応じた支援をする。
- ・模範例、他の作品を紹介し、追究・解決の手立てとする。
- ・机間指導をし、その後の展開を構想する。(誰の思いや考えをどのような順序で取り上げるか)

## ペアやグループ、学級全体での話合い

### 【思いや考えを広げ深めることができるようにするために】

- ・友達との交流を通して、個々の考えを共有させる。
- ・思考過程を可視化し、捉えやすくする。(チョークの色、囲み、矢印 など)
- ・子どもたちの考えを基に話合いをコーディネートし、ねらいに迫る。  
(話合いの論点の明確化、子どもの考えを引き出しつなげる支援、考えを深めるための問いや揺さぶりなどの働きかけ)

## 3 終末の場面(課題の解決・振り返り)

子ども一人一人に振り返りを促し、新たな学びにつなげる過程

### まとめと振り返り

#### 【「何を学習したか」「何ができるようになったか」を明確にするために】

- ・「何を学習したか」をまとめる。
- ・自分でまとめる時間を確保する。
- ・課題とまとめの整合性をとる。
- ・学習した知識・技能を活用する場を設定する。
- ・学習内容に関連した日常生活の事例を紹介する。
- ・「どのように学習してきたか」を振り返る。

(板書やノート、タブレットPCを基にした確認、ペアやグループでの話合い、自己評価や相互評価の活用 など)

## 新たな学び

### 【学び続ける態度を育てるために】

- ・次時につなげる気付きや疑問、新たな問いや思い、願いをもたせ新たな学びへつなげる。
- ・学習したことを活用できる身近な地域社会の事象や事例を紹介し、学び続ける興味・関心を高める。

## 【重点2】 道徳教育の充実

### 実践事項

### は、特に推進すべき事項

#### 1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

児童生徒の実態に応じた指導の改善・充実を図るために、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより一層深める。  
カリキュラム・マネジメントの視点による道徳教育の全体計画、別葉、年間指導計画を整備するとともに、作成した全体計画をPDCAサイクルにより随時見直し、具体的な指導に生きて働くよう、活用方法を検討するなど、指導の改善・充実を図る。  
学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するため、校長の方針の下、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について全教職員で共通理解するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備・充実を図る。

#### 2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

指導の効果を高めるため、実際に活用され、機能するような年間指導計画の作成に努める。「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」、「児童生徒の実態に応じているか」等の視点による改善・充実を図る。  
児童生徒が道徳的価値に向き合い、自分との関わりで多面的・多角的に考えることができるよう、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れたり、ICTの効果的な活用も含めたりするなど、多様な指導方法を工夫する。  
学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導を充実させる。

#### 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

各学校の道徳教育の方針や計画を保護者等に対して公表・説明したり、授業を公開したり、道徳教育について意見交換の場を設定したりすることを通して、家庭や地域社会との共通理解に基づいた連携・協力体制の整備・充実を図る。  
道徳科のねらいに即して、郷土の先人や地域に根付く伝統と文化、魅力的な行事、歴史等を題材にした地域教材の保存と共有、活用に努める。

#### 4 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、評価に必要な資料や評価方法、評価の視点について全教職員で共通理解を図り、組織的・計画的な評価の推進に努める。  
年度や学期といった大きくくりなまとまりの中で、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていることなど、児童生徒がいかに成長したかを見取るための工夫をする。  
指導と評価の一体化を図り、指導の改善に生かす。

## 参考となる資料

---

道徳教育アーカイブ (<https://doutoku.mext.go.jp/>)  
(文部科学省)



○いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて  
文部科学大臣メッセージ (平成28年11月 文部科学省)



「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)  
(平成28年7月 文部科学省)



「私たちの道徳」活用のための指導資料(小学校)  
(平成27年3月 文部科学省)



「私たちの道徳」活用のための指導資料(中学校)  
(平成27年3月 文部科学省)



○中学校道徳読み物資料集  
(平成24年3月 文部科学省)



○小学校道徳読み物資料集  
(平成23年3月 文部科学省)



文部科学省委託『よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業』  
報告集 (青森県教育委員会)



平成24年度道徳教育指導資料『郷土資料にかかわる実践事例集』(小学校編)(中学校編)  
(平成25年3月 青森県教育委員会)



### 【重点3】 特別活動の充実

実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 自主的、実践的に取り組む学級活動の工夫

各学年の学級活動の年間指導計画に基づき、学級担任が予想される題材や議題、児童生徒の実態や発達段階を考慮し、目指す資質・能力を明らかにするとともに、計画的・系統的な指導に当たる。

児童生徒が合意形成を図って協力したり、意思決定したことを粘り強く実践したりするとともに、協力して活動に取り組んだり、話し合い活動で自分の意見を発表し合ったりすることができる寛容で共感的な学級の雰囲気醸成することに努める。

児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりをできるよう、話し合い活動の充実に努めるとともに、自主的、実践的な活動を助長するための指導法の工夫に努める。

#### 2 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

学校や地域の実態、児童生徒の発達の特性を考慮し、一人一人の児童生徒に児童会・生徒会組織の形成者としての自覚をもたせるような指導計画を作成し、できるだけ児童生徒自らが活動計画を立てられるように支援する。

教師の適切な指導の下、全校の児童生徒の活動であることを理解しながら学校の諸問題について話し合い、各委員会の意見をまとめ、合意形成したことについて自己の責任を果たし、協力して実現できるようにする活動の機会をより多く設定する。

#### 3 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

指導のねらいを明確にした指導計画を作成するとともに、指導教員の人数や学校の施設・設備等を考慮し、児童の興味・関心に応じたクラブ活動の設置に努める。

児童の自発的、自治的な活動が展開できるよう、クラブ活動の年間を通しての学習過程に必要な授業時数の確保に努める。

地域と連携・協働する場合は、活動を通して目指す資質・能力を地域と共有するとともに、地域人材を活用したクラブ活動や地域の方を招いたクラブ発表会等を通して、地域の活性化や学校との信頼関係の構築に努める。

#### 4 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

個々の行事の教育的価値を検討し、精選するとともに、各教科等や各種行事との関連を図りつつ、各学校が創意工夫を発揮して適切な授業時数を充て、年間指導計画を作成する。

事前・事後指導を計画的に実施し、振り返りの場面では児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識できるような評価の工夫に努める。

児童生徒が主体的に参加し協力するために、教師の適切な指導により、行事の特質や児童生徒の実態に応じて、児童生徒の意見や希望も反映させながら、児童生徒の自主的な活動を可能な限り行えるよう配慮する。

## 参考となる資料

---

特別活動指導資料「学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】」  
(令和5年3月 国立教育政策研究所)



---

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



---

みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編  
(指導資料)  
(平成30年12月 国立教育政策研究所)



みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編  
(リーフレット)  
(平成30年7月 国立教育政策研究所)



## 【重点4】 体育・健康教育の充実

### 実践事項

### は、特に推進すべき事項

#### 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育てていくため、心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態を踏まえた全体計画の作成に努める。

それぞれの運動が有する特性に応じて、できる・分かるなどの運動の楽しさや喜びを味わうことができるように、一人一人の心身の発達の特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度に応じた指導の工夫に努める。

新体力テストの結果等を活用し、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、体育の授業はもとより教育活動全体を通じて、体力を高めることができるよう努める。

児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、運動の習慣化に向け家庭や地域社会と連携するなど、学校の実態に応じた指導体制の工夫に努める。

体育的活動の実施に当たっては、事故防止について安全に実施する万全の体制と万が一に備えて救急体制を整える。

#### 2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

保健教育と保健管理に、学校保健に関する組織活動を加えた学校保健計画を作成し、組織的かつ効果的に実施できるよう、全教職員で共通理解を図る。

児童生徒の実態を定期健康診断や日常の健康観察、保健室の利用状況等を通して、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等についても把握し、集団又は、個人の課題を明確にするとともに、全教職員で共通理解を図る。

保健教育は関連する教科や特別活動で行い、健康な生活を実践する能力や態度の育成に努めるとともに、児童生徒がより適切な意思決定・行動選択ができるよう、指導方法・形態を工夫する。

児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康問題等に適切に対処し、健康な生活が実践できるよう、学校保健委員会等を通して家庭や地域社会との連携を図る。

児童生徒の心身の健康の推進を図るために、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、内容及び活動の成果等について総合的に評価する。

#### 3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

家庭や地域の状況及び児童生徒の食生活の実態を踏まえ、総合的な食に関する全体計画を作成し、発達段階に応じた計画的・継続的な指導を行う。

食に関する指導と他の教育活動との関連を考慮し、体験的な学習を重視するなど、発達の段階や個別の実情に応じた指導・助言に努める。

学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用し、望ましい食習慣及び食に関する実践力を身に付けさせるため計画的・継続的に指導を行う。

児童生徒の食育の推進を図るために、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、内容及び活動の成果等について総合的に評価する。

食生活の中心である家庭や地域社会との連携をより一層図るとともに、食に関する指導について保護者の理解を深め、実情に即した指導に努める。

学校における食中毒や感染症の未然防止に努めるとともに、児童生徒が衛生的な日常生活を送ることができるよう、衛生知識に関する指導と実践的態度の育成を図る。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

学校安全計画の取組状況を定期的に点検し、次の対策につなげていくPDCAサイクルを確立しながら、学校安全計画を見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努める。

各校の実情に応じて想定される危険等を明確にし、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確に対応するため、危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、常に実践的なマニュアルになるよう訓練・評価・改善を繰り返し行うよう努める。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行い、地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等に努める。

安全教育及び安全管理の取組を効果的に進めるために、全教職員で共通理解を図るとともに、役割を明確にした校内体制を整備し、学校安全計画に基づき、教育活動全体を通して、安全教育を意図的・計画的に行うよう努める。

参考となる資料

指導参考資料集『「生きる力」を育む学校での安全教育の展開』  
(令和4年3月 文部科学省)



学校の「学校の危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
(令和3年6月 文部科学省)



「生きる力」を育む中学校保健教育の手引  
(令和2年3月 文部科学省)



「生きる力」を育む小学校保健教育の手引  
(平成31年3月 文部科学省)



学校安全参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育  
(平成31年3月 文部科学省)



食に関する指導の手引 - 第二次改訂版 -  
(平成31年3月 文部科学省)



令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書  
(令和7年12月 スポーツ庁)



「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



楽しさアップ！子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック  
(令和4年3月 青森県教育委員会)



学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 令和元年度改訂  
(令和2年3月 日本学校保健会)



## 【重点5】 生徒指導の充実

### 実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

基本的な生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るために、チーム学校として計画的・継続的に取り組む具体的な実践項目を設定し、定期的に実践状況を確認する機会を設ける。

家庭、地域社会、関係機関等との連携及び協働を図り、共に活動する中で、基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。その際、近隣の同一校種間、幼(保)・小・中・高の異校種間での連携に努める。

個々の児童生徒の実態に応じた指導力の向上を図るために、事例研究・演習などを含めた校内研修の工夫と充実を図る。

#### 2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

全教職員で共通理解した実践項目について、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、どのように指導していけばよいかをよく話し合い、組織的に指導できる体制を作る。

児童生徒にとって学校生活の中心である授業において、生徒指導の実践上の視点(「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」)を意識して、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努める。

生徒指導の実践上の視点を意識した学年・学級経営に努め、学校生活上の諸問題を、自ら積極的に見だし、自主的に解決できるような活動を積極的に取り入れる。

#### 3 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

教育相談の充実を図るために、心理学の理論やカウンセリングの考え方・技法について研修を行い、児童生徒理解(アセスメント)に基づいた支援の在り方についての理解を深めるよう努める。

他の教職員や他職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割を分担し、積極的に教育相談を行うことに努める。

#### 4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

学校のいじめ防止基本方針を具体的展開に向けて見直すとともに、いじめの定義や自校におけるいじめの防止等のための取組等について、教職員に限らず、児童生徒、保護者と共通理解を図る。

実効的に機能する学校いじめ対策組織を構築するために、アセスメントシート等を用いて教職員間での情報共有を図ることや、児童生徒や保護者に対して、対策組織の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行う。

発達支持的・課題予防的生徒指導を推進し、いじめの未然防止や早期発見のための取組の充実を図る。

5 不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実

児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」を行い、不登校の未然防止に努める。

個々の児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行う。

児童生徒一人一人の特性や背景等を十分に理解した上で個に応じた支援を行う。支援に当たっては、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門員や関係機関等と連携し、チームとして取り組む。

参考となる資料

生徒指導提要  
(令和4年12月 文部科学省)



生徒指導支援資料(1~8)  
(令和6年12月 国立教育政策研究所)



「生徒指導リーフ」シリーズ  
(令和3年7月 国立教育政策研究所)



不登校児童生徒支援に関する検討会議提言書  
(令和6年9月 青森県教育委員会)



いじめ対応の手引き  
(平成31年3月 青森県教育委員会)



生徒指導の一層の充実のために ~ 「生徒指導提要」より ~  
(西北教育事務所教育課)



いじめへの対応について  
(西北教育事務所教育課)



不登校への対応について  
(西北教育事務所教育課)



## 【重点6】 キャリア教育の充実

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 キャリア教育指導体制の整備・充実

キャリア教育の推進・充実に向けて、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、キャリア教育担当者や進路指導主事を中心に、全教職員が共通の認識に立って指導計画を作成し、協力して指導に当たる。

教職員全体の指導力向上を図るために、校内研修等を充実させ、研修内容はできる限り実践を進める教師の希望や必要感を生かしたものを設定する。

教育活動全体をキャリア教育の視点で捉え、体系的・系統的な全体計画（明確なゴール設定）と年間指導計画（具体的な指導及び活動過程の明示）を作成する。作成した計画は、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。

### 2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などを活用し、児童生徒が活動の過程を記述して振り返ることを通して、自己の成長や変容を把握し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするとともに、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校及び特別支援学校のつながりを明確にする。

キャリア・カウンセリングは、年間指導計画で実施時期を明示し、計画的に実施する。小学校では、課題や問題に対して対処する力や態度を発達させ、自立的に生きていけるように支援する。中学校では、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら行い生徒自ら積極的に進路を選択できるように支援する。

### 3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

児童生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育を学校教育活動全体で行う。

勤労や職業について理解を深め、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や、進路選択について意思決定の場を設けることにより、児童生徒が自ら主体的にキャリア形成できるように努める。

体験活動においては、直前・直後の指導のみにとらわれるのではなく、学年1年間や入学から卒業までなどの中・長期的な期間で、教科の指導や生活のルールに関する指導等を有機的に体験活動につなぐための事前・事後指導の充実を図る。

キャリア教育実施に当たっては、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を家庭や地域と共有し、その育成に向けて、連携・協働に努める。

## 参考となる資料

---

中学校・高等学校キャリア教育の手引き  
(令和5年3月 文部科学省)



小学校キャリア教育の手引き  
(令和4年3月 文部科学省)



「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える「キャリア教育」  
(パンフレット)  
(平成28年3月 国立教育政策研究所)



キャリア教育が促す「学習意欲」(パンフレット)  
(平成26年3月 国立教育政策研究所)



学校の特色を生かして実践するキャリア教育(パンフレット)  
(平成23年11月 国立教育政策研究所)



あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～  
(令和元年12月 青森県教育委員会)



キャリア教育の指針(実践編)  
(平成26年3月 青森県教育委員会)



キャリア教育の指針(総論編)  
(平成24年3月 青森県教育委員会)



## 【重点7】 特別支援教育の充実

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 校内支援体制の充実

特別支援教育に関する校内委員会を設置し、児童生徒の実態把握に基づき、支援方策を検討する。その際に、障がいのある児童生徒を担当する教師や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全教職員の理解と協力が必要なため、適切な校内支援体制の構築に努める。

特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、校内及び関係機関や保護者との連絡・調整等を行う。

特別な配慮を必要とする児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し、組織的な指導に当たる必要がある。その際、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程については、学級の実態や児童生徒の障がいの程度等に応じて編成する。

### 2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

個別の教育支援計画を作成する場合には、家庭や関係機関との連携の下、児童生徒一人一人の教育的ニーズや支援内容を明確にし、保護者等の意見を十分に反映させながら、長期的な視点で一貫した支援を行うためのそれぞれの役割を具体的に記載するとともに、支援状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

個別の教育支援計画に基づき、家庭や関係機関との緊密な連携の下に支援を行うよう努めるとともに、保護者の同意を得た個人情報の適切な取扱いと保護に留意し、切れ目のない支援が行われるよう、進学先まで引き継ぐ。

### 3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動の内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、指導することができるような、個別の指導計画を作成する。

個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に生かす。

### 4 交流及び共同学習による相互理解の促進

交流等を計画するに当たっては、相互の関係者間でその意義や教育的効果について十分理解し合い、教育的ニーズに応じた内容・方法を十分に検討する。

交流等を実施するに当たっては、交流及び共同学習の指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的・計画的・継続的に実施する。

## 参考となる資料

---

生徒指導提要  
(令和4年12月 文部科学省)



障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた  
学びの充実に向けて～ (令和3年6月 文部科学省)



個別の教育支援計画の参考様式  
(令和3年6月 文部科学省)



交流及び共同学習ガイド  
(平成31年3月 文部科学省)



インクル DB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)  
(国立特別支援教育総合研究所)



発達障害教育推進センター  
(国立特別支援教育総合研究所)



特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談  
ガイドブック (令和4年3月 青森県教育委員会)



特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために  
(リーフレット) (平成31年1月 青森県教育委員会)



青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成  
の手引き 改訂版 (平成30年3月 青森県教育委員会)



障害のある子供の就学事務について 基本的な考え方と関係様式の作成  
(平成26年3月 青森県教育委員会)



青森県特別支援教育情報サイト  
(青森県教育庁学校教育課)



通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への対応  
(西北教育事務所教育課)



## 【重点8】 環境教育の充実

### 実践事項

#### 1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

児童生徒が地域の自然環境の特色などに目を向け、自ら考えられるようにするために、全教職員が、環境教育の必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解と協力体制づくりを行う。

環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、環境教育に係る指導を工夫する。

#### 2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

児童生徒の発達の段階や生活環境等に対応し、実態に応じた教材を選択・開発し、ICTを活用した学習活動の充実を図るなど、探究的な学習を積極的に取り入れた指導を工夫する。

具体的な活動や体験を重視するとともに、身近にある環境を様々な視点に立って把握し、地域環境の教材化や校種間の連携など、地域性を生かした指導を展開する。

#### 3 環境に関わる体験活動の充実

身近な自然や社会環境に触れる直接的・具体的な体験活動を重視し、体験活動の際には、環境教育のねらいのもと事前・事後指導を充実させ、児童生徒の意識化・行動化に向けた指導の工夫や改善につなげていく。

児童生徒の環境問題への理解を深化させたり、解決に向けた行動を身に付けさせたりするため、社会教育施設や外部人材等を積極的に活用する。

### 参考となる資料

学びをつなげる環境教育 ESDの視点から環境教育を捉えなおす  
(環境省)



環境教育・ESD実践動画100選  
(環境省)



持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引  
(令和3年5月改訂 文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会)



環境教育指導資料【中学校編】  
(平成28年12月 国立教育政策研究所)



環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】  
(平成26年10月 国立教育政策研究所)



## 【重点9】 国際化に対応する教育の推進

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じ、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を素材にした教材の開発や、それらを活用した指導に努める。また、児童生徒に学ばせたいことを明確にした上で、地域体験活動の経験を積み重ねることができるよう工夫する。

我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点を理解させるとともに、それらを育んできた国々のよさに体験的に気付かせる指導に努める。

### 2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。言語活動の題材を取り上げるに当たっては、児童生徒の発達の段階や知的好奇心を踏まえた上で、児童生徒が、自分の考えや気持ちなど、実際に相手に伝えたい内容についてコミュニケーションすることができるような活動となるよう配慮する。

外国語指導助手や外国語に堪能な地域の人材等を活用し、児童生徒が、授業を通して身に付けた知識・技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を繰り返し設定する。

外国語によりコミュニケーションを図る資質・能力を養うために、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確に設定し、外国語で伝え合う必然性をもたせる。このような言語活動の中で、児童生徒自身が思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて生きて働く知識・技能を習得できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。

小・中・高等学校の接続が円滑になされるよう、外国語教育における校種間の共通点や相違点を理解するとともに、系統性のある指導を行う。

### 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対して、言語や文化的な背景を十分に考慮し、適応指導に努める。年間を通じて計画的・継続的に指導することができるよう、特別の教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携するなど、適切に対応する。

児童生徒が異なる文化を理解したり、考え方を広げたりすることができるように、地域に暮らす外国人や外国の生活経験者等との交流活動を積極的に推進するよう努める。

諸外国の姉妹・友好提携校との交流に当たっては、その目的を明確にし、長期的展望に立って進めるとともに、ICTを活用するなどして、交流の仕方を工夫する。

## 参考となる資料

- 令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について  
(令和6年8月 文部科学省 総合教育政策局国際教育課)



- 外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)  
(平成31年3月 文部科学省)



- 小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック  
(平成29年6月 文部科学省)



- 各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き  
(平成25年3月 文部科学省)



- 令和5年度全国学力・学習状況調査(報告書)  
(令和5年8月 国立教育政策研究所)



- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
小学校外国語・外国語活動(令和2年3月 国立教育政策研究所)



- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
中学校外国語(令和2年3月 国立教育政策研究所)



- 英語教育ポータルサイト(「えいごネット」)(<http://www.eigo-net.jp/>)  
( (財)英語教育協議会(ELEC)(文部科学省協力) )



- 学びの質を高める授業スタンダード実践編  
(令和3年3月 青森県教育委員会)



- 学びの質を高める授業スタンダード  
(令和2年3月 青森県教育委員会)



- AOMORI ENGLISH PACKAGE  
(令和6年3月青森県小・中学校外国語教育充実検討委員会)



- 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック  
(令和5年3月 ひろだい多文化リソースルーム)



## 【重点10】 情報化に対応する教育の推進

### 実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

情報モラルを含む情報活用能力を効果的に育成するために、児童生徒の発達の段階や各教科等の学習内容と関連付けた年間指導計画を作成し、系統的・体系的な指導を行う。

小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を身に付けるための学習活動を設定する。

中学校においては、小学校段階の基礎の上に、活用する情報や情報手段を生徒に選択させ、より主体的に課題を発見し探究する学習活動を設定する。

情報教育を計画的・継続的に推進するために、各校の実態に応じて校内研修の機会を計画的・継続的に確保し、個々の教員のICT活用指導力の向上及び情報教育の推進に対する共通理解を深める。

#### 2 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

教科の学習目標を達成するために、ICTの活用場面を学習過程に適切に位置付け、ICTを“すぐにでも”“どの教科等でも”“誰でも”活用できる環境を整え、日常的に活用させるよう努める。

学習の様々なデータを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など指導の改善に努める。

デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を進める。

ICTの活用に対して、教職員の共通理解を図り、積極的かつ柔軟に取り組むよう努める。

#### 3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

情報通信ネットワーク等を活用して、効果的な学びの在り方及び児童生徒に対する、教育の質の向上や学校経営の改善と効率化をねらいとした教育の情報化に向けた、実践的な研究を進める。

#### 4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

児童生徒の発達段階を考慮し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度について考えさせる学習活動を組織的に実施するとともに、それを指導する教員の指導力向上に努める。

学校と家庭における情報モラルに対する理解又はインターネットの危険性を共有することが大切であるため、保護者会や情報モラル教室などの機会を通して、家庭への周知を図るとともに、地域社会及び関係機関等とも連携しながら指導の充実に努める。

教育の情報化・GIGAスクール構想の推進  
(令和7年5月 文部科学省)



教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン  
(令和7年3月 文部科学省)



教育の情報化に関する手引 - 追補版 -  
(令和2年6月 文部科学省)



情報モラルに関する指導の充実に資する 児童生徒向けの動画教材、  
教員向けの指導手引き ・ 保護者向けの動画教材・スライド資料 等  
(文部科学省)



情報モラル教育ポータルサイト  
(文部科学省)



小学校を中心としたプログラミング教育ポータル  
(文部科学省)



## 【重点 1 1】 研修の充実

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

教員一人一人が自らの資質向上に向けて主体的・計画的に研修に取り組むよう、指標の趣旨、内容及び研修の方法等について校内で共通理解を図り、指標を踏まえた研修を推進する。

### 2 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

全教職員が主体的に研究・研修に参画し、日常的に学び合う機会を醸成するために、校内研修の方法等を工夫する。

### 3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

学習指導要領の趣旨及び内容の理解を深め、各教科等の目標やねらいの実現に向けた創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するため、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程の編成・実施へと結び付けるための研究・研修を進める。

主体的・対話的で深い学びの視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法等、授業改善するための研究・研修を進めるとともに、実践したことについて評価・検証し、改善に向けて研究を進める。

### 4 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

学校評価やアンケート等、各種調査結果などの分析から、自校の実態や教育課題を明らかにし、その課題解決のための具体的な研究計画を立案する。

全教職員の共通理解の下、実践的研究になるよう、校内研修の内容・方法を工夫するとともに、次年度の計画立案に生かせるよう、評価の方法を工夫する。

### 5 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

児童生徒や地域社会の実態を適切に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ね、カリキュラム・マネジメントによる特色ある教育課程を編成する。

家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域社会との連携を深め、地域の教育資源や学習環境を一層活用する。

## 参考となる資料

---

校内研修シリーズ  
( 国立教育政策研究所 )



---

研修プランシリーズ～主体的・対話的で深い学びの実現のために～  
( 国立教育政策研究所 )



---

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料  
( 令和2年3月 国立教育政策研究所 )



---

学習評価の在り方ハンドブック  
( 令和元年6月 国立教育政策研究所 )



---

校長及び教員の資質の向上に関する指標等について  
( 令和5年2月 青森県教育委員会 )



---

プロジェクト研究データベース  
( 青森県総合学校教育センター )



## 【重点 1 2】 複式教育の充実

### 実践事項

#### 1 指導体制の整備・充実とカリキュラム・マネジメントの確立

学校課題に基づいて育みたい資質・能力を明確にし、学校の教育目標の達成に向けて、複式の特徴を生かすよう指導体制を確立し、全教職員の共通理解の下、児童生徒の指導に当たる。

学校の教育目標と各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、教科等横断的な視点で、教育目標達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。

教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用し、合同学習、集合学習、交流学习を取り入れるなどの工夫をする。

家庭や地域社会に積極的に働きかけ、地域と連携して教育活動の推進に努める。

#### 2 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実

一人一人の特性を的確に把握し、日常の授業改善と学習習慣の確立に努め、きめ細かな指導により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。

序列化・固定化されがちな人間関係を改善するために、一人一人に責任ある役割をもたせるとともに、協力しながら主体的に活動する場や自己決定する場、互いのよさや努力を認め合う場を設定する。

豊かな体験を通して、児童生徒に自信と意欲をもたせ、社会性や向上心、コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ喜びと充実感を味わわせる。

#### 3 効果的な学習指導の推進

一人一人の学習状況を的確に把握し、実態に即した学習活動が展開できるよう、個に応じた具体的な到達目標を設定するとともに、評価結果の累積・活用に努め、指導と評価の一体化を図る。

主体的な学習活動が展開されるよう学習環境を整備し、身に付けさせたい資質・能力を明確にした学習計画を立てる。また、教材・教具、ICTを効果的に活用して児童生徒の主体的な学びを支える。

直接指導では、児童生徒が課題を的確につかみ、解決の見通しをもてるような工夫をするとともに、一人一人のつまずきに対応するなど個に応じた指導に努める。

間接指導では、自力解決に向けて主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう、学習の手順や話合いの仕方について、繰り返し指導する。

直接指導と間接指導を効果的に行うために、「ずらし」や「わたり」がある学習過程やグループ学習、ペア学習、ガイド学習等の多様な学習形態を取り入れる。

異学年同内容の指導では、学年ごとのねらいを達成できるように、指導の手立てを工夫し、学年に応じた適切な指導を心がける。

#### 4 研修の充実

校内での授業研究等を通して、日常の取組の成果と課題を明らかにしながら、全教職員の共通理解の下、実践的な研修を積み重ねる。

複式学級を有する学校との連携や各種研修会から得た情報を校内で共有し、自校の実態に基づいて、研修成果を日常の授業実践に生かすよう努める。

## 参考となる資料

---

指導資料集第 40 集 へき地・複式教育ハンドブック（事例編）  
（令和 4 年 3 月 青森県教育委員会）



---

指導資料集第 39 集 へき地・複式教育ハンドブック（一般編）  
（平成 31 年 3 月 青森県教育委員会）



---

指導資料集第 38 集 へき地・複式教育ハンドブック  
（社会科・理科・生活科編）（平成 29 年 3 月 青森県教育委員会）



## 2 各種手続き等

### 〔 1 〕 学校訪問について

#### 1 基本方針

県教育委員会、西北教育事務所の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内小・中学校の現状と教育課題を把握するとともに、その解決のために指導・助言を行い、教育水準の向上に資する。

#### 2 訪問の実施

訪問は、次のように実施する。ただし、五所川原市教育委員会及びつがる市教育委員会管内の学校は、それぞれの教育委員会が別に実施する（随時訪問を除く）。

#### 前期計画訪問

##### 目的

- ア 学校運営、教育課程の管理等にかかわる現状把握と課題解決について指導・助言する。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。
- ウ 「学校教育指導の方針と重点」に基づき、特に推進すべき事項等について周知する。

##### 時期・回数

- ア 5月下旬から7月中旬までを原則とする。
- イ 1校につき年1回実施する。

##### 日程

- ア 午前又は午後の半日日程とし、日程の詳細については、各学校の実情に応じて適宜編成する。
- イ 午前日程の開始時刻は9時以降、午後日程の開始時刻は13時30分以降とする。

##### 内容

- ア 校長等との話合い（45分程度）
  - ・学校の教育課題、学校経営、学校運営の方針について
  - ・学校の教育課題解決のための具体的な方策や実践について
  - ・教育課程の編成、実施、評価、改善等について
  - ・学習指導（学力の実態把握と向上対策を含む）生徒指導等について
  - ・働き方改革の取組について
  - ・西北教育事務所からの説明（15分）
- イ 授業参観（小：45分間 中：50分間）
  - ・1単位時間で全ての学級を参観する。  
（道徳科及び学級活動については、前期・後期計画訪問を通して1回以上実施する。）
- ウ 諸表簿の閲覧（45分程度）
  - ・指導要録（様式2は前年度の内容を閲覧します。今年度の様式2の提示は不要です。）
  - ・出席簿
  - ・各教科・領域等の年間指導計画、小（中）学校外国語科CAN-DOリスト
  - ・道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動、食に関する指導、環境教育、キャリア教育の全体計画
  - ・学校安全計画、学校保健計画、消防計画
  - ・いじめ防止基本方針（防止プログラム・対処マニュアルを含む）
  - ・危機管理マニュアル、スタートカリキュラム（小学校）
- エ 西北教育事務所からの講評（5分）

##### 訪問日について

訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

## ○ 後 期 計 画 訪 問

### 目的

- ア 各学校の研究計画に基づく課題解決のための指導・助言を行う。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。

### 時期・回数

- ア 8月下旬から12月上旬までとする。
- イ 1校につき年1回実施する。

### 日程

1日日程とし、開始は9時以降とする。日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。  
指導・助言内容等作成のため、昼食と休憩時間を合わせて90分～120分程度設定する。

### 内容

#### ア 一般授業

- ・一般授業と提案授業で原則全教員の授業を実施し、同一の教科等に偏ることがないように配慮する。

(道徳科及び学級活動については、前期・後期計画訪問を通して1回以上実施する。)

- ・研究主題との関わりを踏まえた指導案(略案)を作成する。
- ・指導案(略案)には、単元全体の「主なねらいと評価の観点」を必ず入れる。(道徳科、学級活動以外)

#### イ 提案授業

- ・研究主題、研究仮説に即した授業となるよう配慮し、指導案(細案)を作成する。
- ・参観者に授業研究の視点を示す。

#### ウ 校長等との話し合い(30分程度)

- ・前期計画訪問後の取組状況や学力の状況について
- ・生徒指導について(不登校・問題行動等の現状と対応)
- ・西北教育事務所からの説明(5分)

#### エ 諸表簿の閲覧(30分程度)

- ・健康診断票
- ・出席簿
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ・前期計画訪問で指導を受けて訂正・修正した部分がある場合は該当する表簿

#### オ 一般授業分科会

- ・一般授業に対する助言の場として、担当指導主事別の分科会を15分以上学校規模に応じて設定する。

#### カ 全体会

- ・研究協議の前に西北教育事務所から説明の時間(10分程度)を設定する。
- ・これまでの校内研究の推進状況について、学校から説明の時間(5分程度)を設定する。
- ・研究協議会においては、協議の視点を示すなどして、話し合いを焦点化し、研究仮説による検証や成果と課題の明確化、今後の方向性の共通理解など、協議内容の充実を図る。
- ・提案授業に対する指導・助言の時間(15分程度)を設定する。

#### キ 西北教育事務所からの総括・講評

- ・総括・講評の時間(5分程度)を設定する。
- ア～キの日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

### 計画書等の提出について

- ア 後期計画訪問計画書(様式2)、学習指導案【一般授業(略案)、提案授業(細案)】及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に2を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。(メールによる提出も可)

- イ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部提出する。

### 訪問日について

訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

**【例示】一般授業(略案)参考様式**

第 学年 科学習指導案

日 時：令和 年 月 日 ( )  
 対 象： 年 組 計 名  
 指導者：教諭

- 1 単元(主題/題材/議題)名：「 」
- 2 単元(主題/題材/議題)について  
 (1) 単元の目標  
 (2) 児童/生徒の実態

【評価の観点の記載について】

知識・技能 ……知  
 技能のみの場合 ……技  
 思考・判断・表現 ……思  
 主体的に学習に取り組む態度……態

3 主なねらいと評価の観点 簡潔に書きます。以下に例を掲載

時	主なねらい	評価の観点
1		
2		
3		

4 校内研究との関わり

児童生徒の学びの姿を記載する

5 本時の学習  
 (1) 目 標

(2) 展 開 あくまでも基本的な枠組です。教科等の特質に応じて各学校で工夫してください。

段階(分)	学習活動 学習内容	児童/生徒の予想 される反応	指導上の留意点 評価
導入 ( )	1		
	2		
展開 ( )	3		
	4		
	5		
終末 ( )	6		
	7		

「3 主なねらいと評価の観点」記載例

小学校 算数 4 学年 「折れ線グラフ」			
時	主なねらい		評価の観点
1	・ 時間の变化に着目して、折れ線グラフの特徴を考えている。		思
2	・ 折れ線グラフのかき方を理解している。		知
3	・ 目的に応じて、適切なグラフに表す方法を理解している。 ・ 目的に応じたグラフを工夫して、表現することができる。		知 思
4	・ 日常生活と関連付けて、グラフを読み取ることができる。		知
5	・ 基本的な問題を解決することができる。 ・ 折れ線グラフのよさを生活や学習に活用しようとしている。		知 態

中学校 保健体育 2 学年 「器械運動(マット運動)」			
時	主なねらい		評価の観点
1	・ 基本的な技の学習に自主的に取り組もうとしている。		態
2~3	・ 基本的な技を行うことができる。		技
4	・ 練習の仕方や補助の仕方を理解して行うことができる。		知
5	・ 滑らかな倒立回転跳びができる。 ・ 自分の能力に合わせた練習方法を選んでいる。		技 思
6	・ 組み合わせた技で滑らかに演技することができる。 ・ 一人一人の違いに応じた演技の良さや挑戦を認めようとしている。		知 態

## 要 請 訪 問

### 目的

校内研修における課題解決のため、当該教育委員会教育長、学校長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。各学校においては積極的に要請し、校内研修の充実を図る。

### 時期

要請に応じて、実施する。

### 手続き・期日・内容

ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)

イ 訪問の期日は、要請する指導主事と連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

ウ 訪問当日の日程、内容及び資料の作成等に当たっては要請する学校で計画、作成する。

### 計画書の提出について

要請訪問計画書(様式3)、学習指導案及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。(メールによる提出も可)

また、当該教育委員会教育長宛て計画書を1部提出する。

## 随 時 訪 問

### 目的

個々の教員等の課題解決のため、本人の希望により学校長の要請を受けて訪問し、学習指導や生徒指導などについて伴走型支援を行う。

### 時期

相談に応じて、随時実施する。

### 手続き・期日・内容

ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)

イ 訪問の期日や内容等については、訪問を希望する教員等と担当する指導主事が連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を学校長宛て通知する。

### 訪問の事前提出物について

訪問に必要な資料(指導案等)がある場合は、事前に担当する指導主事宛てメールにて提出する。

[ 様式 1 ] 前期計画訪問計画書 ( A 4 判縦 )

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日  学 校 名 校 長 氏 名 ( 公印省略 )
前期計画訪問計画書の提出について	
1 訪問月日 令和 年 月 日 ( )	
2 訪問者 所属 職名 氏名	
3 日 程	校長等との話合い …… ~ …… 授業参観 …… ~ …… 諸表簿の閲覧 …… ~ …… 西北教育事務所からの講評 …… ~ …… 上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。
4 授業一覧 《別紙でもよい》	

[ 様式 2 ] 後期計画訪問計画書 ( A 4 判縦 )

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日  学 校 名 校 長 氏 名 ( 公印省略 )
後期計画訪問計画書の提出について	
1 訪問月日 令和 年 月 日 ( )	
2 訪問者 所属 職名 氏名	
3 日 程	校長等との話合い …… ~ …… 一般授業 …… ~ …… 提案授業 …… ~ …… 諸表簿の閲覧 …… ~ …… 一般授業分科会 …… ~ …… 全体会 …… ~ …… 西北教育事務所からの総括・講評 …… ~ …… 上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

[ 様式 3 ] 要請訪問計画書 ( A 4 判縦 )

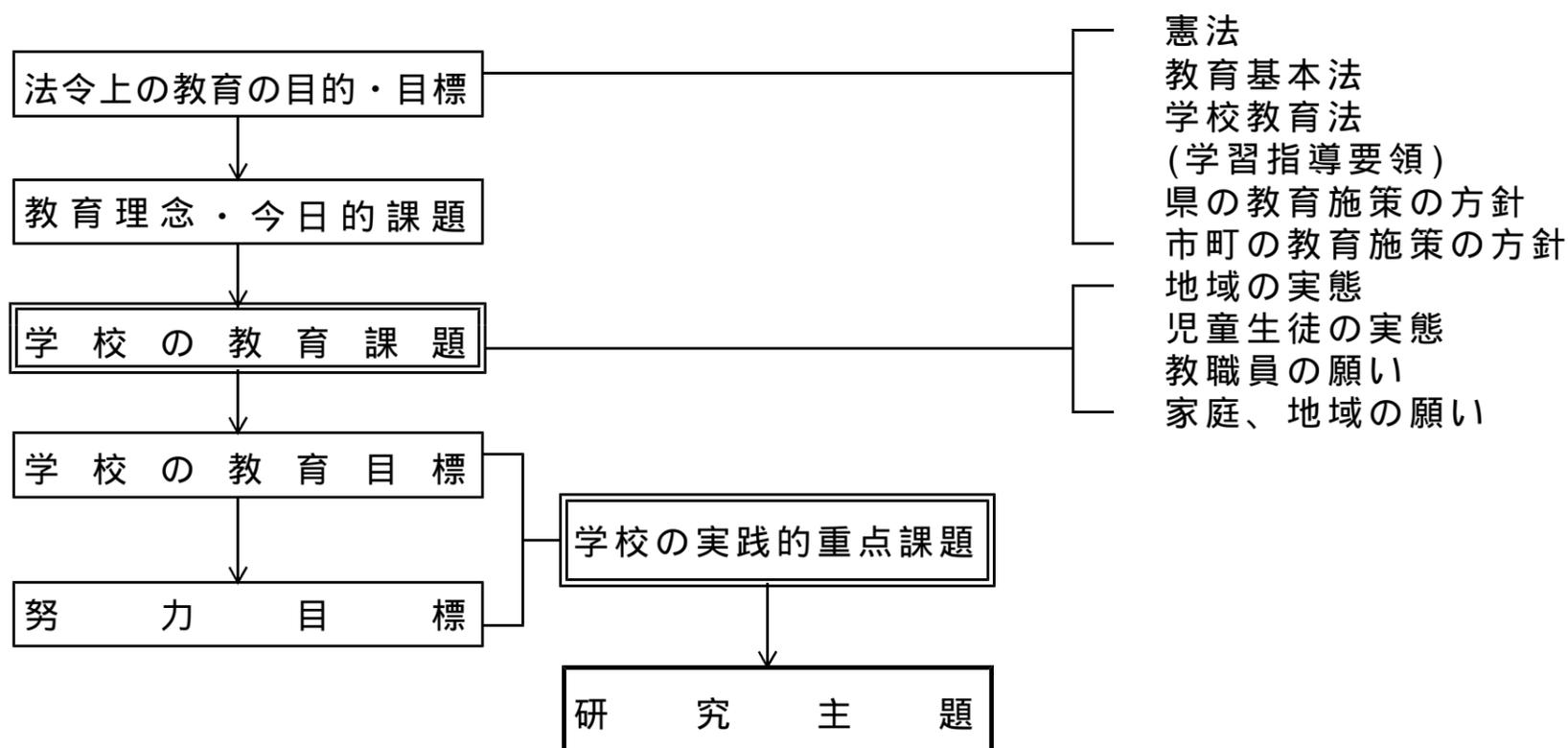
西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日  学 校 名 校 長 氏 名 ( 公印省略 )
要請訪問計画書の提出について	
1 訪問月日 令和 年 月 日 ( )	
2 訪問者 所属 職名 氏名	
3 日 程	: …… ~ …… : …… ~ ……
4 要請内容	

計画訪問や要請訪問において、特に指導を受けたい事項がある場合は、1～2項目に絞り、具体的に記入する。その場合は、訪問する指導主事と連絡をとり、説明に必要な時間を日程に追加する。

## 〔 2 〕 校内研究について

### 1 研究主題設定の手順

研究主題を設定するまでの手順を図示すると、次のようになる。



#### (1) 学校の教育課題のとらえ方

『学習指導要領解説 総則編』に「各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。」と示されている。

学校の教育課題とは、教育目標の実現や教育課程の改善のための各学校が抱える諸問題であると位置付ける。

#### (2) 学校の実践的重点課題のとらえ方

学校の実践的重点課題は、教育目標と努力目標の関連から導き出され、一定期間内に達成されることを前提とした重点的、具体的な達成目標ともいえるべきものであり、教育目標を達成するために実践すべき最も身近で切実な課題である。

#### (3) 学校の実践的重点課題と研究主題との関連

学校の実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出し、それを目的と方法の形で、簡潔明瞭に要約したものが研究主題である。

### 2 授業研究の充実のために

校内研究では、研究授業とその前後の研究協議会が主な研究の機会となっている。この一連の授業研究を通して、授業改善や実践的指導力の向上に結び付けることが大切である。

#### (1) 授業中の児童生徒の学ぶ姿から、授業の在り方を共に話し合う。

授業について話し合う時には、教科等の指導の方法や技術等について話し合うだけでなく、同じ目標を目指して共に研究しているという立場から、児童生徒の学ぶ姿を見取って指導の在り方を話し合うことが必要である。児童生徒が主体的に学んでいる姿やつまずいている姿を見取る力は教員として重要な資質であり、児童生徒の学ぶ姿に基づいて話し合うことで指導上の課題が共有される。

#### (2) 授業参観の視点、研究協議の視点を示して実践を次につなげる研究の在り方を共に話し合う。

学習指導案を検討する時には、本時の指導の内容や展開だけではなく、研究仮説を踏まえてねらいとする児童生徒の姿や目指す資質・能力を整理することが大切である。それは、本時の授業参観の視点として具体化され、その後の研究全体を貫く柱につながるものとなる。あらかじめ観察する児童生徒を役割分担しておくなど、記録の取り方等を工夫する。また、研究協議では、研究仮説に基づいて協議の視点を示すとともに、観察記録を基にグループ協議を取り入れるなどして、話し合いの活性化を図り、成果や課題について全体で共有、今後の方向性を確認した後に個人の振り返りをして自身の授業改善につなげることが大切である。

3 校内研究計画書  
様式(A4判縦1～2枚)

令和8年度 校内研究計画書

- ・学校名
  - ・学級数
  - ・校長氏名
  - ・研究教科等
- 1 研究主題(例)「  
(目的) のための (方法) についての研究」
    - \* 実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出して研究主題を設定する。
    - ・ 研究の目的、方法が分かるように記述する。
    - ・ 副題を設定する場合は、研究の具体的な手立てや内容について記述する。
  - 2 研究主題設定の理由
    - \* 学校の実践的重点課題の中から研究主題を設定した理由を記述する。
    - (1) 教育目標との関連から
    - (2) 児童生徒の実態から
    - (3) 指導の反省から
  - 3 研究目標  
(例)「  
(場・内容) (目的) (方法) において、 のために、 が有効であることを実践的に明らかにする。」
    - ・ この目標を通して、何を明らかにしようとするのかを記述する。
  - 4 研究仮説  
(例)「  
(場・内容) (方法) (目的) において、 することによって、 になる。」
    - ・ この仮説によって、児童生徒がこのように変わるのではないかという見通しを記述する。
    - ・ 検証する際の基盤となるように記述する。
    - ・ 研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。
  - 5 研究の概要
    - (1) 研究内容
      - ・ 研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。
    - (2) 研究方法
      - ・ 組織や主たる研究方法について記述する。
    - (3) 検証方法
      - ・ 研究仮説を踏まえた検証方法を具体的に記述する。
    - (4) 年次計画
      - ・ 今年度の位置を明確にする。( 年計画の 年目かが、分かるように)
  - 6 本年度の研究計画
    - ・ 月日
    - ・ 内容 具体的な研究内容の他に一般研修についても簡単に記述する。
    - ・ 方法 研究の各段階で主として活用される研究方法について記述する。

備考

ア 上記の様式を参考に作成し、当該教育委員会教育長及び西北教育事務所宛てデータで提出する。  
[事務所宛て提出メールアドレス: seihoku\_gakkyo@pref.aomori.lg.jp]

イ 提出締切日は、令和8年5月20日(水)とする。

校内研修と校内研究

校内研修は教職員の資質能力を高める上での基盤である。特に、教職に関する専門的事項についての研修を組織的、計画的、発展的に進め、その成果を日常の教育活動に活用されるよう努めることが大切である。また、今日的な教育課題について十分把握し、柔軟に対応できるよう研修に努めたい。

校内研究は、学校の実践上の課題を取り上げて研究主題を設定し、全校体制で取り組む研究活動である。校内研究は校内研修に内包され、その中核である。

校内研修計画を作成する際には、「校内研究として取り上げる内容」「一般研修として取り上げる内容」「校外研修と関連させる内容」を明確にするとともに、校内研修を推進するための機構や校内研究に取り組む日常の研究体制等について自校の教育計画に位置付ける必要がある。

また、「校内研究計画書」は、研究主題、研究概要等について簡潔に記載し、校内研究の全体像を確認したり振り返ったりするなど、常に活用を図ることが大切である。

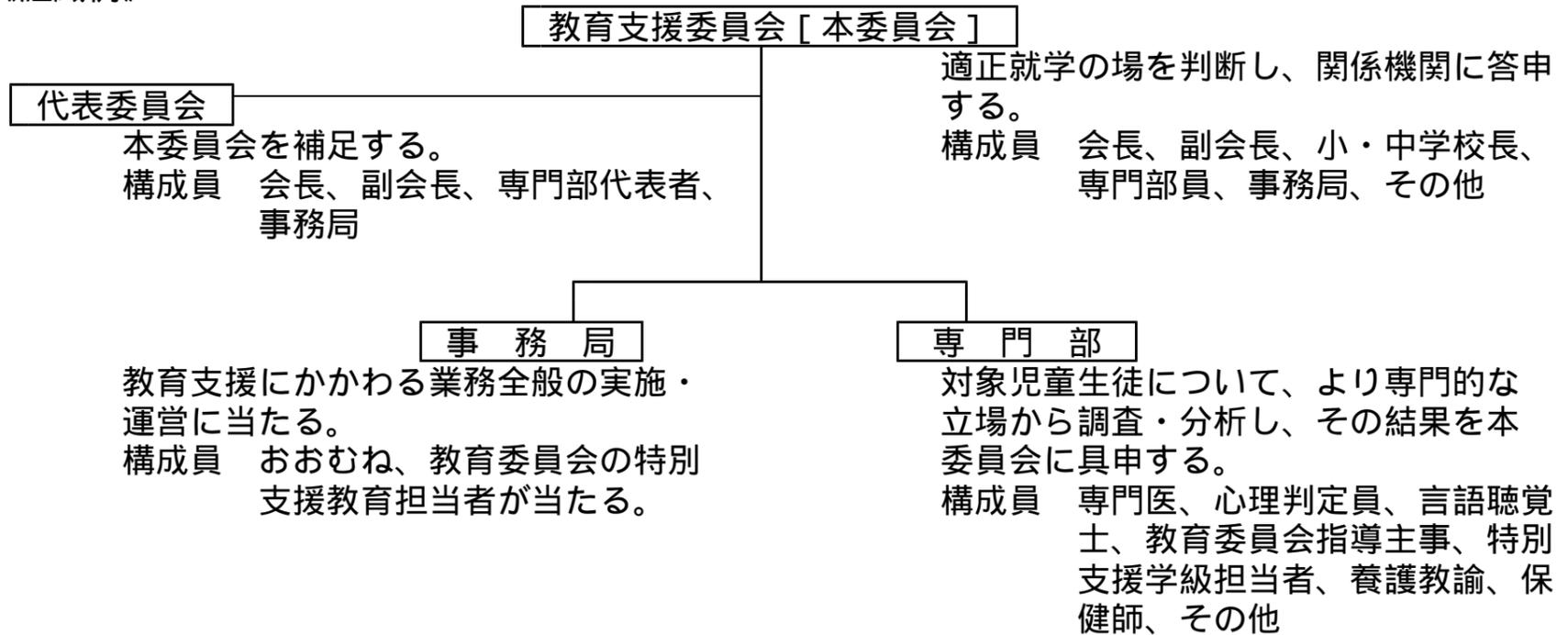
### 〔 3 〕 教育支援委員会について

管内の各教育委員会では、教育支援委員会が設置され、障がいのある児童生徒の適正就学のための支援及び指導が行われている。

適正就学及び一貫した支援について、関係機関との連携・協力を密にし、一層の充実に努める。

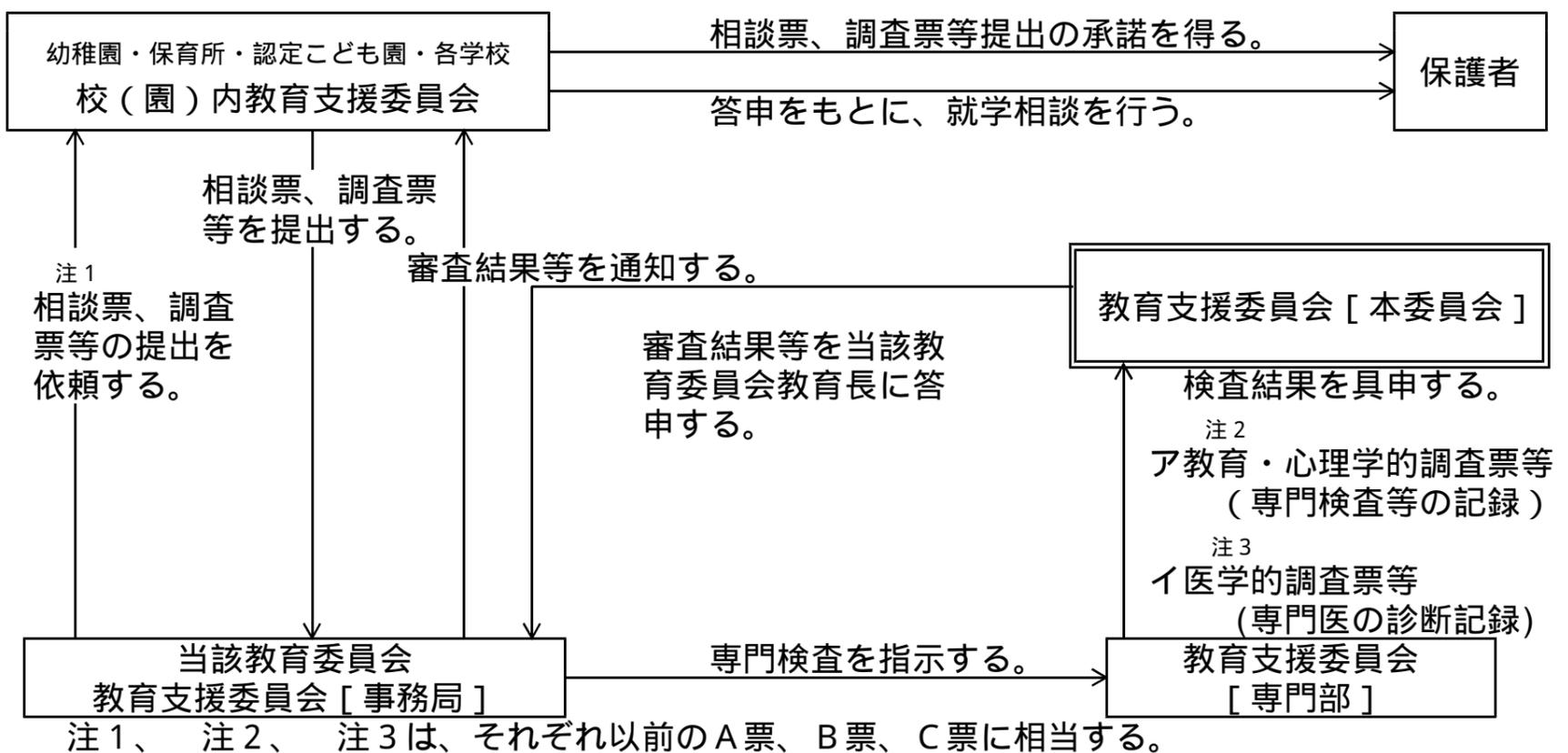
#### 1 組織及び構成員

《組織例》



#### 2 適正就学への作業手順

《手順例》



《留意点》

適性診断に必要な時間を十分確保するため、活動をできるだけ早期に開始する。

学校から教育支援委員会〔事務局〕への就学相談票等の提出に当たっては、保護者との話し合いを十分に行い、承諾を得る。

専門部の検査においては、標準化された諸検査（知能検査、発達検査、社会生活能力検査等）を厳密に行うとともに、成育歴及び現在の心身の状態、行動、家庭環境等について調査、観察を十分に行い、多角的な情報を収集する。

教育支援委員会〔本委員会〕の総合判断は、上記の情報をもとに総合的見地から慎重に行う。

（就学に関する当該教育委員会の判断と保護者の意見が異なる場合には、青森県教育委員会が設置した教育支援委員会に助言を求めることができる。）

「障害のある子どもの就学事務について（平成26年3月青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室）」を参照してください。

《教育相談機関》

下記の各相談機関では、乳幼児及び児童生徒の成長や発達、養育、就学、進路等について、保護者や子どもに関わる方々の様々な不安や疑問に対し、随時、相談の窓口を開いています。

青森県教育委員会では、専門の教育関係者が相談員となって、「地区就学相談・教育相談会」を実施しています。保護者をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校の教職員も利用することが可能です。

\* 五所川原会場 五所川原市立南小学校 令和8年7月28日(火)

\* つがる市会場 つがる市立向陽小学校 令和8年7月30日(木)

県立森田養護学校では、教育相談や相談支援を実施しています。

\* 電話による相談時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後4時）TEL 0173 - 26 - 2610

\* 「ねっと！ひまわり」による相談支援があります。

青森県総合学校教育センター特別支援教育課においても、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 017 - 764 - 1991

五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会では、下記の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、教育相談に応じています。

\* 五所川原市立五所川原小学校 病弱学級 TEL 0173 - 35 - 2767  
（長期入院している児童のために、つがる総合病院内に設置しています。）

\* 五所川原市立中央小学校 通級指導教室（まなびの教室） TEL 0173 - 34 - 4047

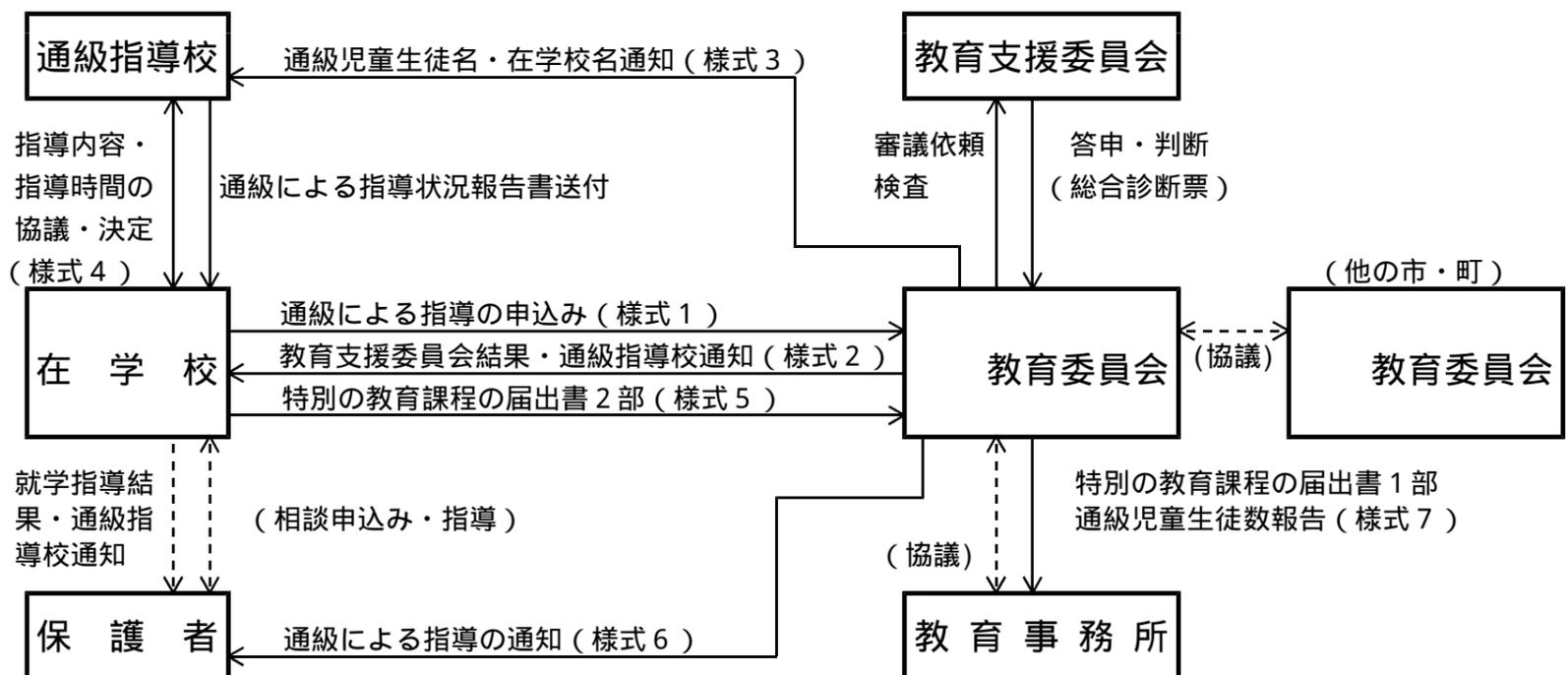
\* つがる市立向陽小学校 通級指導教室（ことばの教室） TEL 0173 - 42 - 2063

\* つがる市立木造中学校 通級指導教室 TEL 0173 - 42 - 3250

《通級による指導の手順》

利用される場合は、当該児童生徒の在籍する学校を所管する市町教育委員会へお問い合わせください。

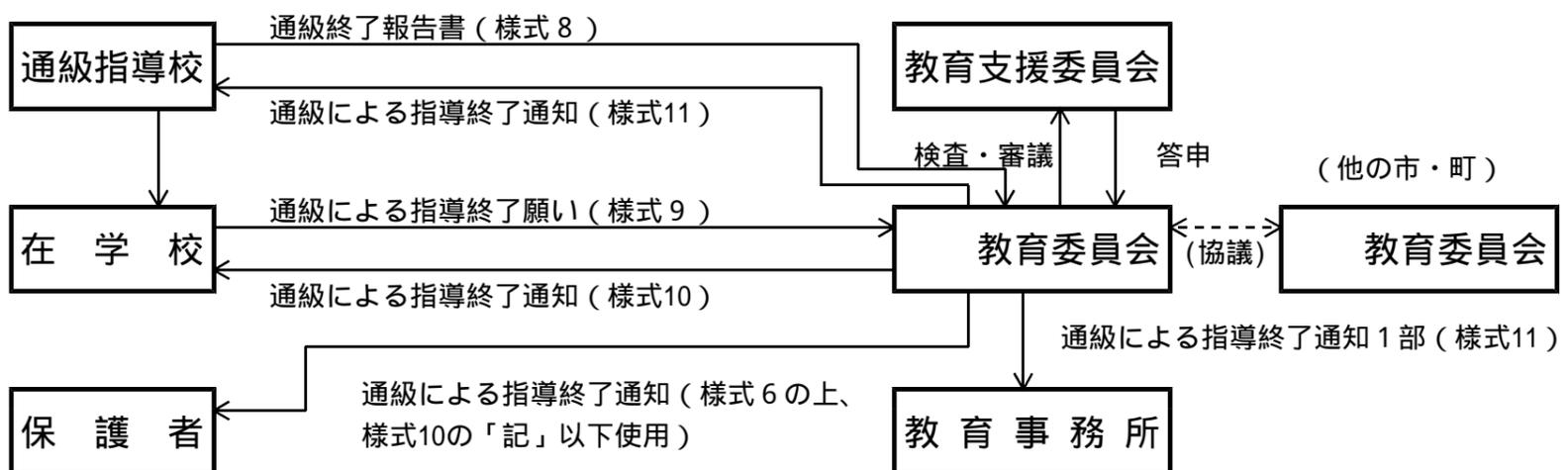
1 通級による指導開始（申込み）経路



就学奨励費（交通費）支給  
（申請手続き 保護者 在学 委員会）

（点線は、必要に応じて）

2 通級による指導終了経路



様式については、「通級による指導の手引 [新訂版] 実施手続等編（令和7年3月青森県教育委員会）」を参照してください。



## 〔 4 〕 特別支援教育巡回相談員制度について

### 1 制度のねらい

小・中学校等に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

〔過去3年間の特別支援学級等指導員・巡回相談員制度及び特別支援教育巡回相談員制度活用状況〕(単位：件)

	特別支援学級からの要請		通常の学級からの要請		校内研修		合計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
令和5年度	21	11	13	0	0	0	45
令和6年度	26	10	14	0	0	1	51
令和7年度	16	7	13	4	2	0	42

1回の要請で、特別支援学級の訪問、通常の学級の訪問、校内研修が重複する場合もある。

### 2 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

巡回相談員 管内の特別支援教育に係る専門性の高い教員及び県立特別支援学校の教員

要請期間 6月から12月末まで

要請回数 1校につき原則年1回まで

要請内容の例

ア 児童生徒(特別支援学級、通常の学級どちらでも)の実態把握の仕方や支援の仕方

イ 授業を参観した上での助言

ウ 学級経営上の諸問題への助言

エ 教材・教具の作り方と活用の仕方

オ 通知票、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、学習指導案、特別の教育課程の届出書、特別の教育課程の実施報告書等の作成の仕方や記入の仕方

カ 特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の運営、全教職員による特別支援教育の推進等への助言

キ その他

日 程

ア 特別支援教育巡回相談員も自校の学級を担当していることから、原則として、要請は午後からとする。

イ 特別支援教育巡回相談員と学校側との共通理解を図るために、特別支援教育巡回相談員と学校長等との面談を訪問日程の中に組み入れるようにする。

要請手続

時 期	内 容
4月上旬	・教育事務所は、各学校へ「特別支援教育巡回相談員設置要綱」を配布し、要請を募る。
4月下旬	・各学校は、派遣の有無を教育事務所から出される「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票(電子申請・届出システム)」により、一年間を見通した上で回答する。
5月上旬	・教育事務所は、巡回相談員連絡協議会において訪問計画(案)を巡回相談員に提示し、訪問日時及び担当の巡回相談員を調整する。
5月中旬	・教育事務所は、決定した日時と特別支援教育巡回相談員名を要請校に連絡する。
訪問日の2週間前までに	・連絡を受けた学校は、教育事務所へ〔様式1〕及び当該教育委員会へ〔様式2〕を提出する。その際、「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票(電子申請・届出システム)」で提出した内容と異なる場合は、 <u>教育事務所担当に電話連絡の上、〔様式1〕と併せて「特別支援教育巡回相談フェイスシート(学校用)」を教育事務所へ提出する。</u>
訪問後2週間以内に	・訪問を受けた学校は、教育事務所及び当該教育委員会へ「巡回相談員活用報告書」を提出する。

### 3 そ の 他

特別支援教育巡回相談員の派遣に要する旅費は、青森県教育委員会が負担する。

特別支援教育巡回相談員を派遣要請する際には、管理職と特別支援教育コーディネーターおよび関係する担任・教職員が課題について共通理解を図り、巡回相談の必要性と要請内容について、必ず校内支援会議等で確認すること。

派遣を要請する者は、〔様式1（記入例）〕を参考に日程について計画し、助言等を受ける際には、相談者が直接参加するよう特段の配慮をすること。

特段の事情がない限り、すべての日程を16時までに終わることができるよう計画すること。

〔様式1（記入例）〕（A4判縦）

		文 書 番 号	
		令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿		学 校 名	
		校 長 氏 名	
		（公印省略）	
特別支援教育巡回相談員の派遣要請について			
このことについて、下記のとおり要請します。			
記			
1	日 時	令和 年 月 日（ ）	: ~ :
2	場 所	立 学校	
3	日 程		
	学校との打合せ（児童または生徒の様子について）		: ~ :
	授業参観等		: ~ :
	助言・相談・校内研修等		: ~ :
	学校長等との話合い		: ~ :
	上記に限らず、日程及び内容については学校の事情に合わせて各学校で計画する。なお、 に管理職が同席する場合は、 を不要とする。		
4	特別支援教育巡回相談員		
	所属校・職・氏名		
5	指導を受けたい内容		
	（箇条書き）		
	.		
	.		

〔様式2（記入例）〕（A4判縦）

		文 書 番 号	
		令和 年 月 日	
教育委員会		学 校 名	
教育長 殿		校 長 氏 名	
		（公印省略）	
特別支援教育巡回相談員の派遣要請について			
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。			
（以下、〔様式1〕と同様）			
記			
1	日 時	令和 年 月 日（ ）	: ~ :
2	場 所	立 学校	

## 〔 5 〕 生徒指導に係る各種派遣手続きについて

### 1 スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣について

#### 派遣申請の流れ

派遣を希望する学校は、当該教育委員会に派遣についての旨を連絡し、教育委員会の了承を得る。その後、教育事務所へ電話で連絡する。（対象となる児童生徒の概要、申請理由など）

緊急の場合は、学校から直接、教育事務所へ電話で連絡する。

教育事務所は、派遣する担当SSWを決定する。

学校は、担当SSWからの電話連絡を受け、派遣日時を調整する。

当該教育委員会は、スクールソーシャルワーカー派遣申請書（対象となる児童生徒ごとに作成）を教育事務所に提出する。

#### スクールソーシャルワーカーの派遣

学校や関係保護者及び児童生徒との面談等を実施し、状況を把握する。

#### 対応の協議・決定

学校と対応を協議し、今後の方向性を決める。

#### その他

ア 派遣回数に制限は設けない。

イ 相談者との相談や会議等を設定する場合は、原則としてその時間を60分以内とし、終了時刻を遅くとも18時までとする。

ウ 電話での問合せ・相談にも対応します。【西北教育事務所 0173-34-2111(297)】

#### 【派遣申請書の様式】（A4判縦）

第 号 令和 年 月 日
西北教育事務所長 殿
教育委員会教育長 (公印省略)
スクールソーシャルワーカー派遣申請書
下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。
記
1 派遣日時 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
2 派遣校 立 学校 電話番号 - - 担当職・氏名 .
3 申請理由
4 派遣内容 ア 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 オ 教職員への研修活動 カ その他 ( ) 該当する記号を 印で囲み、必要事項を記入してください。



### 3 合同サポートチーム（STEPS）の派遣について

合同サポートチームは、「県教育委員会と県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する」ことを目的として設置されている。少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、PTA研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を行うものである。

#### 派遣申込手続

学校の担当者から県教育庁学校教育課生徒指導支援グループ担当者に連絡し、内容・日時等について相談する。

小・中学校は、「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式1）を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、当該教育委員会に提出する。

市町教育委員会は、学校から提出された「派遣申込書」を教育事務所に提出する。

教育事務所は、「派遣申込書」を県教育庁学校教育課に提出する。

全てメールでの提出可

#### 派遣申込テーマ等

派遣申込テーマは以下のとおりとする。ただし、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- ア 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
- イ 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- ウ 薬物乱用防止
- エ 犯罪被害防止と被害少年の援助
- オ 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- カ 非行と少年の心理
- キ ハイテク犯罪防止及び被害の防止
- ク 児童虐待やドメスティック・バイオレンスへの対応
- ケ いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- コ こどもを非行に走らせない家庭での関わり
- サ 地域で取り組む少年非行防止

#### 留意事項

この合同サポートチームは、県教育庁と県警察両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて児童生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込は要しない。

#### その他

派遣される職員の旅費については、合同サポートチームにおいて対応する。

#### 【合同サポートチーム派遣申込書の様式】（A4判縦）

（別紙様式1）	
合同サポートチーム派遣申込書	
申込月日 令和 年 月 日	
学 校・団体名	
派 遣 希 望	第一希望
年 月 日	----- 第二希望
時 間	----- 第三希望
テ - マ	
対 象	
場 所	
内 容 (ある程度くわしく)	
申 込 担 当 者 連 絡 先 職 氏 名	

## 〔 6 〕 児童虐待への対応について

文部科学省は、内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関するルールを次のとおり定めています。

- ・ 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ・ 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ・ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

また、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立（令和2年4月施行）し、親権者等による体罰禁止が法定化されました。

上記を基に、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むための具体的な対応方法等については次のとおりです（本文中の「児童」及び「こども」等は、児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律上の児童の定義「18歳未満の者」を指します）。

### 1 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合していることもあるため注意が必要です。また、ヤングケアラーも放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため、支援が必要とされます。

#### 【虐待の種類】

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（けがの有無とは別に、暴行の可能性の有無で判断する）
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（児童ポルノの被写体にするなども含む）
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（兄弟姉妹間での不当なまでの差別、配偶者に対する暴力や暴言（DV）を目撃することなど）

### 2 学校、教職員等の対応について

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努める（図1参照）とともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが義務付けられています。ただし、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応や方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。

#### 重篤な虐待が疑われる場合

虐待は児童の心身の成長に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わることもあるため、以下のア～エに該当するような重篤な虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所に通告しなければなりません。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ こどもが帰りたくないと言った場合（こども自身が保護・救済を求めている場合）

通告された保護者が学校に対して「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに」などと言ってくることも考えられますが、その場合は、学校には法的な通告義務があることや虐待の有無などの調査は児童相談所が行うことを明確に伝えます。

なお、通告後、児童相談所で児童の安全確保が必要と判断した場合には、その児童を一時保護します。

### 虐待が疑われる場合

前述の「(1) 重篤な虐待が疑われる場合」以外の虐待については、市町村（虐待対応担当課）に通告します。通告後、市町村で虐待対応したケースは、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で進行管理されます。

#### 【要保護児童対策地域協議会（要対協）について】

要対協は、虐待を受けた児童等に対し関係機関が連携を図りながら対応することを目的に法的に位置付けられた組織です。

要対協の業務は、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

#### 【西北管内の要対協】

市 町 名	要対協の名称	事 務 局	電話番号(代表)
五所川原市	子どもの幸せ推進協議会	市役所福祉部子育て支援課 こども家庭センター	0173-35-2111
つがる市	子どもの幸せ推進協議会	市役所健康福祉部子育て健康課 こども家庭センター	0173-42-2111
鱒ヶ沢町	要保護児童対策地域協議会	町役場ほけん福祉課	0173-82-0954
深 浦 町	要保護児童対策地域協議会	町健康推進課	0173-82-0288
板 柳 町	虐待等対策連絡協議会	町役場介護福祉課	0172-73-2111
鶴 田 町	要保護児童対策地域協議会	町役場子ども健康課	0173-22-2111
中 泊 町	要保護児童対策地域協議会	町役場福祉課	0173-57-2111

#### 虐待が疑われる児童・生徒の記録について

外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合、学級担任や養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録します。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて、具体的に記録します。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。

#### 参考となる資料

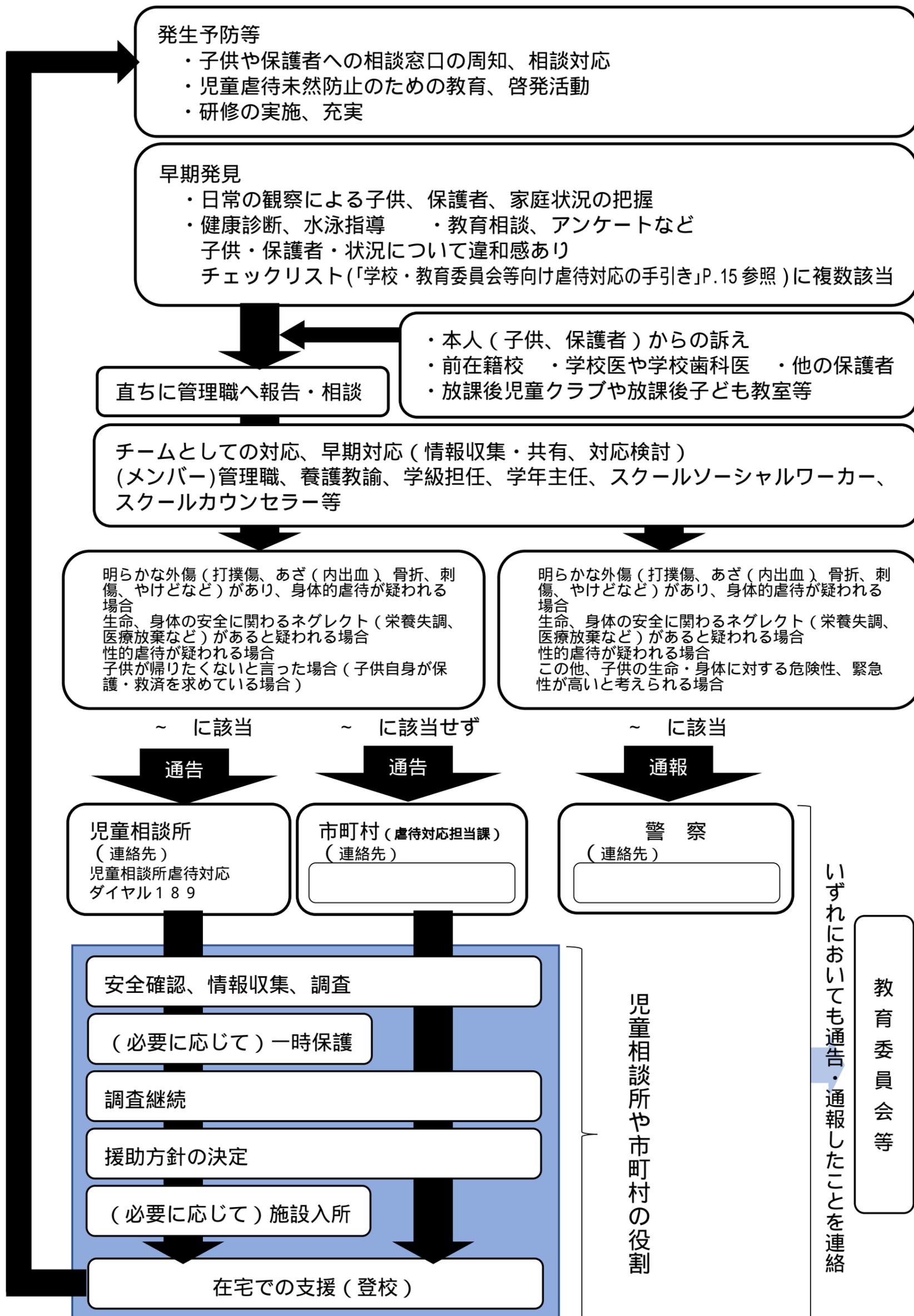
「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」  
(令和7年11月改訂版 文部科学省)



学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き  
(令和2年6月 文部科学省)



学校における虐待対応の流れ ~ 通告まで ~



「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版/文部科学省)より引用

〔 7 〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について

- 1 児童生徒の事故報告（交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等）  
 第1報の報告について  
 児童生徒に係る事故・事件等が発生した場合、下記の流れにより電話にて概要を速やかに連絡する。  
 ア 緊急を要する重大な事故・事件（生命に関わる重大な事故・事件）

当該教育委員会

学校

西北教育事務所

県教育委員会

- イ 緊急を要しない事故・事件

学校

当該教育委員会

西北教育事務所

県教育委員会

アイのいずれの場合も、後日最終報告として事故報告書〔様式1〕を提出する。

【報告内容について】

可能な限り情報を把握して、電話にて速やかに第1報を入れる。

- 1 発生日時（月日、時刻）
- 2 発生場所（住所、具体的な場所）
- 3 被害者・事故者（氏名、学年、組、性別、年齢）
- 4 加害者（氏名、学年、組、性別、年齢）
- 5 事故概要  
 交通・学校・水難事故、食物アレルギー等  
 連絡は誰からか、事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、救急搬送の有無と搬送先、搬送時の同伴者、負傷の程度（医師からの説明等、できるだけ具体的に）、保護者への連絡の有無  
 問題行動等  
 連絡は誰からか、事件の状況、保護者・警察等への連絡の有無
- 6 学校、教育委員会の対応（事故・事件発生後の対応等）  
 第1報の後に、追加の情報や状況に変化等があった場合には、電話にて連絡する。

事故報告書の提出について

各小・中学校は事故報告書〔様式1〕を作成し、当該教育委員会教育長宛て1部提出する。  
 当該教育委員会は、事故報告書の写しを西北教育事務所長宛て提出する。 メール添付可

学校

当該教育委員会

西北教育事務所

県教育委員会

- 2 集団かぜ（インフルエンザ様症状）新型コロナウイルス感染症の措置状況の報告  
 インフルエンザ等感染症の疑いの児童生徒を発見したときは、学校医等の意見に基づいて出席停止など、その他の必要な措置を速やかに講ずる。  
 閉鎖措置をとった場合、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。  
 下記の流れにより電話にて閉鎖に関する情報を速やかに連絡する。

保健所

学校

当該教育委員会

西北教育事務所

県教育庁スポーツ健康課

【参考】「インフルエンザ等の予防について」令和7年4月2日付青教ス第9号

- 3 麻しん・風しんの発生及び措置状況の報告  
 欠席等の連絡があった場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。

保健所

学校

当該教育委員会

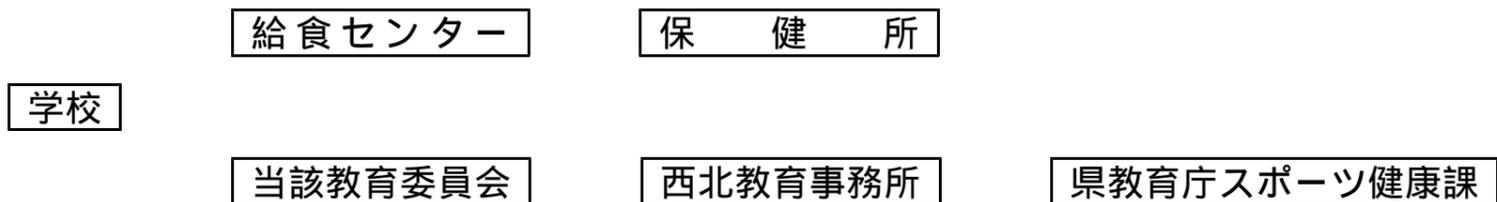
西北教育事務所

県教育庁スポーツ健康課

出席停止とされた児童生徒がいた場合、学校は送付票〔様式2〕を作成し、メールにて報告する。  
 診断確定後、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。  
 学校において集団発生し、閉鎖措置をとった場合、速やかに電話で連絡の上、麻しん・風しんの発生及び措置状況〔様式3〕を作成し、メールにて報告する。  
 学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に閉鎖に関する情報を入力する。  
 学校医等と相談し、まん延の防止を図る。  
 【参考】「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン(学校・保育所編)」平成20年9月5日(平成27年3月31日一部改正)

4 食中毒・経口感染症・異物混入等の報告

食中毒・経口感染症  
 学校において発生が疑われる場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。



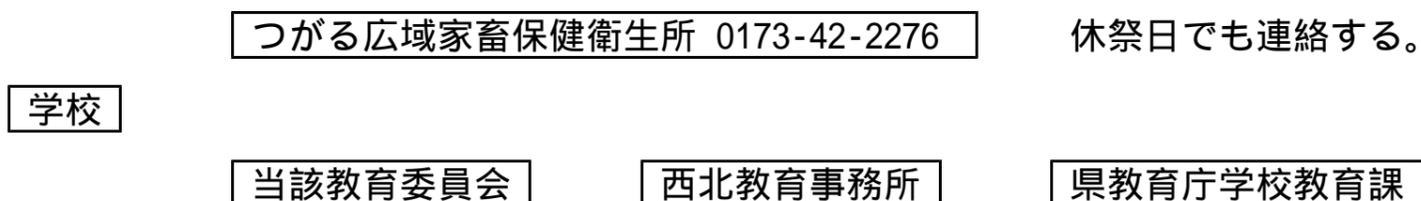
学校は第1報を入れた後、食中毒・経口感染症等の報告〔様式4〕を作成し、メールにて報告する。  
 当該教育委員会は、その後の動向、患者数の推移など終焉するまで、電話又はメールにて毎日西北教育事務所に報告する。  
 必ず学校医及び保健所の指導を受ける。  
 【参考】「学校給食における衛生管理の徹底について」令和7年4月2日付青教ス第15号

異物混入等  
 給食において異物混入等があった場合、下記の流れにより電話にて速やかに連絡する。

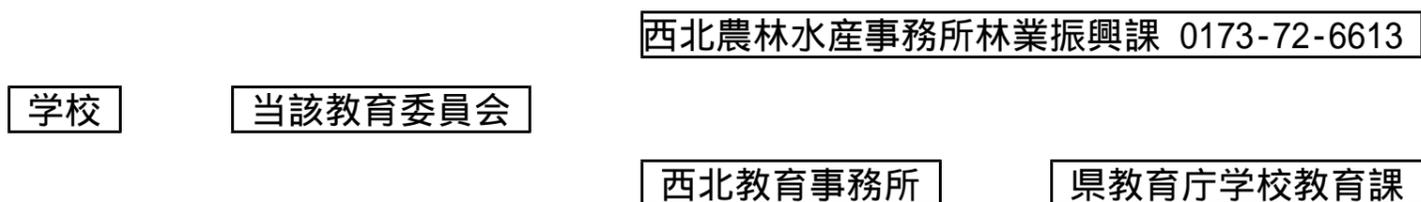


当該教育委員会は、事故報告書〔様式1〕に準じて報告書を作成し、メールにて報告する。  
 各市町の教育委員会あるいは関係部局において様式があるときは、これに従う。

5 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合の報告  
 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合  
 発見後、下記の流れにより電話で速やかに概況を連絡する。



死亡している野鳥等を見つけた場合  
 発見後、下記の流れにより電話で速やかに概況を連絡する。



学校は のいずれの場合においても鳥に触れないようにして、電話で速やかに当該教育委員会へ概況(発見日時、発見者、発見場所、飼育状況5、発見した鳥の状況5等)について連絡する。  
 【参考】「学校における鳥類の異常及び死亡に係る状況報告について」平成28年12月8日付青教育第1735号

< 報告に係る様式について >

様式については、西北教育事務所ホームページに掲載されています。報告を要する事案等が生じた場合は、ダウンロードして活用してください。

事故報告書〔様式1〕

〔交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等、異物混入等〕

文 書 番 号  
令和 年 月 日

教育委員会  
教育長 殿

学 校 名  
校長氏名

(公印省略)

児童生徒の(事故の種類)について(報告)

このことについて下記のとおり報告します。

記

- 1 事故関係者氏名(またはその範囲、人員等)
- 2 事故発生の日時及び場所
- 3 事故の概要(発見の事情及び経過等)  
けがの場合はその程度についても記入
- 4 応急処置
- 5 特に考えられる動機または原因
- 6 事故発生による校内外の動静
- 7 今後の対策
- 8 校長所見

交通事故、学校事故、水難事故等のときは、事故現場図を添付のこと

## 送 付 票

\_\_\_\_\_あて

学 校 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担 当 者 \_\_\_\_\_

患者居住地	(市・町)		
学年(年齢)・性別	年( 歳)	男 ・ 女	
麻疹・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和	年	月 日
発症後の最終登校年月日	令和	年	月 日
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名( )		
診断年月日	令和	年	月 日
主症状 (該当するものに をして下さい)	( 麻疹(はしか) ・ 風しん ) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他( )		
通学方法 (該当するものに をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車(自動2輪も含む) 3、電車( 線 駅~ 駅) 4、バス( 線 ~ ) 5、その他( )		
クラブ・部活動等の状況			
備考：他の児童生徒について同様の症状がある場合、人数・健康状況等について記入してください。			

## ( 麻しん ・ 風しん ) の発生及び措置状況

【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立 学校	校 長 名				TEL	-	-
届出年月日	令和 年 月 日 ( )	担当者名				FAX	-	-
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。)			B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)					
A 在籍者数	名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退		
B 患者数(欠席・遅刻・早退を含む)	名							
C 欠席者数 (再掲：出席停止者数)	名 ( 名)	年 組			( )			
D 遅刻・早退者数	名	年 組			( )			
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 (1)患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及び罹患登校者数を含め計上する。 (2)欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 (3)出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4)出席停止とされた児童、生徒については、送付票〔様式1〕についても報告する。			年 組			( )		
			年 組			( )		
			年 組			( )		
			計			( )		
措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖	月 日 ~ 月 日						
	2 学年閉鎖 ( 年 )	月 日 ~ 月 日						
	( 年 )	月 日 ~ 月 日						
	( 年 )	月 日 ~ 月 日						
	3 学級閉鎖 ( 年 組 )	月 日 ~ 月 日						
	( 年 組 )	月 日 ~ 月 日						
	( 年 組 )	月 日 ~ 月 日						
	( 年 組 )	月 日 ~ 月 日						
学校医の指導	受けた	受けていない						
保健所への連絡	連絡した	連絡していない	(市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)					

該当事項を で囲み、必要事項を記入する。

## 食中毒・経口感染症等の報告

報 告 者 (教育事務所が記入)  	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第報)							
	発信者 西北教育事務所 (職・氏名)							
	緊急連絡先 (TEL)			(FAX)				
報 告 者 (教育委員会が記入)  	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第報)							
	発信者 教育委員会 (職・氏名)							
	緊急連絡先 (TEL)			(FAX)				
報 告 者 ( 学校が記入 )	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第報)							
	発信者 立 学校 (職・氏名)							
	緊急連絡先 (TEL)			(FAX)				
学 校 名		立 学校					校長名	
発 生 日 時		令和 年 月 日 ( )					時 分	
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載		児童生徒の罹患状況 ( 月 日現在 )					おもな症状
	学年	在籍	欠席者		出席者	患者 合計	延べ 患者 数	症 状 は あ る が 通 院 し て い な い
			入院	通院	通院			
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
計								
措 置 状 況	学 校 医 の 指 示 事 項							
	学 校 が と っ た 措 置							
	市 町 村 教 育 委 員 会 が と っ た 措 置							
	保 健 所 の 指 示							
そ の 他 参 考 と な る 事 項								

学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。

# 社 会 教 育

# 1 社会教育行政の方針と重点

**方針** 地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしながらをつくり出す社会教育の推進に努める。また、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用と、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進に努める。

## 課 題 学びを生かしたつながりの形成

<p>〔重点1〕 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</li> <li>2 キャリア教育支援の仕組みづくりの推進</li> <li>3 こどもの読書活動の充実</li> <li>4 家庭教育支援体制の充実</li> <li>5 こどもの体験活動の推進</li> </ol>
<p>〔重点2〕 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成</li> <li>2 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成</li> <li>3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援</li> </ol>
<p>〔重点3〕 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進</li> <li>2 郷土を愛する地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進</li> <li>3 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進</li> </ol>
<p>〔重点4〕 社会教育推進のための基盤整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育推進体制の充実</li> <li>2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進</li> <li>3 社会教育関係職員等の養成と資質の向上</li> <li>4 社会教育関係団体等の活動の支援</li> </ol>
<p>〔重点5〕 伝統芸能の継承と文化財の保護</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護・保存</li> <li>2 文化財の公開・活用</li> <li>3 伝統芸能・技術の継承</li> <li>4 博物館等施設の機能の充実</li> </ol>
<p>〔重点6〕 スポーツの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ参画人口の拡大</li> <li>2 スポーツを通じた活力ある社会の実現</li> <li>3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化</li> </ol>

「特に推進すべき事項」については、重点1～重点6（P61～P68）の中で、印ゴシック体で表しています。

## \*\*\* 方 針 \*\*\*

地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしながらをつくり出す社会教育の推進に努める。また、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用と、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができる生涯スポーツの推進に努める。

## \*\*\* 課 題 \*\*\*

### 学びを生かしたつながりの形成

#### 1 学校との連携・協働の推進、家庭・地域の教育力の向上

管内においては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を意識した取組が見られるようになった。地域住民が学校教育活動に参加することで、子どもたちの学びが充実し、住民同士のつながりが生まれている。子どもたちが地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むとともに、学校が地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めていけるよう、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが重要である。

近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安・孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加している。また、家庭教育を行う上での様々な課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。地域の多様な主体が連携協力して親子の育ちを応援し、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要である。

#### 2 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化しており、地域コミュニティの活性化は喫緊の課題となっている。住民間のつながりが希薄化する中、今後の社会教育においては、地域コミュニティの維持と活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与と、社会の変化に対応した学習機会の提供が重要である。

環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させていけるように、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びを推進していくことが重要である。

#### 3 必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための学び直しの推進

管内においては、地域住民のニーズに対応した様々な学びの機会が設定されており、特に高齢者の学びが充実している。人生100年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身に付けた知識やスキルのみで生き抜くことは不可能である。また、高齢者から若者まで全ての地域住民が活躍するためには、生涯を通じて時代の変化に応じた新たな知識やスキルの獲得が必要となる。人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するサイクルを実現するために、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要である。

#### 4 多様なニーズに対応した教育機会の提供

一人ひとりが豊かな生活を送り、公平公正で活力ある社会を実現するうえで、障がいの有無や日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要である。誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築することが重要である。

【重点1】学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

実践事項

は、特に推進すべき事項

1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動推進員を配置し、地域連携担当教職員との連携に努める。  
地域学校協働活動推進員の人財の発掘に努めるとともに、人財の育成や資質向上のための研修等を充実させる。

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努める。  
教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に普及啓発を図るとともに、住民等の活動への参画と関係機関・団体等との連携・協働に努める。

2 キャリア教育支援の仕組みづくりの推進

地域住民・企業・NPO・各種団体・各種学校等との連携・協働による教育支援活動を充実させる。  
子どもたちのキャリア形成に資するよう、地域の情報を適切に学校等に提供する仕組みづくりに努める。

3 こどもの読書活動の充実

こども読書活動推進計画をもとに、こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発と電子書籍等を含めた読書環境の整備に努める。  
読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、こどもの読書活動を支援するボランティアの育成・活用に努める。

4 家庭教育支援体制の充実

他部局や学校・幼稚園などの関係機関と連携・協力し、多くの保護者が集まる機会を利用した参加しやすい学習機会の提供に努める。  
地域の核となって家庭教育を支援する人財を育成・活用し、社会全体で家庭教育を支える相談体制や支援体制づくりに努める。

5 こどもの体験活動の推進

こどもの多様な学びや体験活動ができる機会や場の設定に努める。  
体験活動の実施については、関係機関（学校、他部局、社会福祉協議会、社会教育施設等）や各種団体（子ども会、婦人団体、PTA等の社会教育関係団体、商工団体、ボランティア団体等）との連携の強化に努める。

## 【重点2】地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

地域活動に主体的に取り組む実践者、コーディネーターの発掘・養成のため、各方面で活躍する個人やNPO等の民間団体の情報収集・提供に努める。

地域活動の実践者、コーディネーターのための学習機会を充実させるとともに、活動への継続的な支援に努める。

### 2 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

地域の活力が将来にわたって持続するよう、郷土に誇りを持ち、その良さを引き継ぎながら地域づくりに取り組む地域の次代を担う人財育成に努める。

若者が地域において仲間とつながり楽しく学び活動するためのきっかけづくりと拠点づくりに努める。

地域課題解決のための学習や活動をしている個人や団体と、若者が協働する仕組みづくりに努める。

### 3 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

地域コミュニティの活性化に向け、地域活動に関わる人財が集い・つながる場の設定に努める。

地域活動に関わる関係者の資質向上のため、情報やノウハウ等を交換し合えるネットワーク形成の促進に努める。

### 【重点3】人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

実践事項

は、特に推進すべき事項

#### 1 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進

地域住民の主体的なキャリア形成につながる学習機会の情報収集・提供に努める。  
産学官民によるネットワークを活用する等、学び直しやリカレント教育の機会を充実させ、誰もが生涯にわたって意欲を持って学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに努める。

#### 2 郷土を愛する地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進

学んだことがボランティア活動等の社会参加活動に結びつくよう、学習成果を生かせる機会の拡充に努める。  
地域住民一人ひとりが学習成果や能力を生かし、主体的にボランティア活動等の社会参加活動に取り組めるよう、情報提供や相談体制の充実に努める。

#### 3 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

地域課題や地域住民の学習ニーズを把握するとともに、高齢者や障がい者を含めた全ての住民が、地域の構成員として参加できるような学習内容の開発や、意欲的に参加できるような企画・運営に努める。  
学習者の多様なニーズに対応するため、大学や企業、NPO等関係機関との連携・協働に努める。  
地域課題に応じた学習機会・学習情報提供、学習相談等の生涯学習環境の充実及び社会参加活動の促進に努める。

## 【重点4】社会教育推進のための基盤整備

実践事項

は、特に推進すべき事項

### 1 社会教育推進体制の充実

総合的・体系的な社会教育の推進を図るため、市町における中長期の社会教育計画の策定や見直しに努める。

行政、関係機関・団体や他市町等との一層の連携・協力を努める。

### 2 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

学習や読書活動等の拠点となる社会教育施設の整備・充実に努める。

県の社会教育施設や近隣市町村施設等とのネットワーク化を図り、事業の充実・促進に努める。

学習プログラムや人材バンク、プログラムバンク等の情報の共有化に努める。

### 3 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

社会教育の推進を図るため、資質に富んだ専門職員を計画的に養成し、適正に配置するように努める。

社会教育関係職員の養成と資質向上を図るため、各種研修への参加促進に努める。

地域課題の把握・分析とその解決に向けた学習機会の設定等を通して実践的な資質向上に努める。

### 4 社会教育関係団体等の活動の支援

各団体の活動状況を把握し、ねらいの達成に向けた支援に努める。

各団体の主体的活動の展開を図るため、団体の特色を生かした研修内容等の工夫に努める。

## 【重点5】伝統芸能の継承と文化財の保護

### 実践事項

#### 1 文化財の保護・保存

地域の埋蔵文化財の分布状況や範囲確認調査、伝統的建造物等の文化財の保存・修理及び防災対策等を計画的に実施するように努める。

文化財への理解を深めるため、歴史講座や文化財講座等を開設し、地域の文化財や伝統文化に関する学習機会の充実に努める。

現地調査や現状把握を行う文化財パトロールを実施することにより、文化財の保護に努める。

#### 2 文化財の公開・活用

地域の文化財や関連施設をネットワーク化して広域的活用を進めるとともに、デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信に努める。

伝統的建造物等の歴史的文化遺産を積極的に公開し、伝統的な文化に触れる機会の充実に努める。

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度の向上及び受入態勢の充実に努める。

#### 3 伝統芸能・技術の継承

地域で継承されてきた伝統芸能等を映像や音声で保存し、伝承活動の支援に努める。

地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表機会を充実させるとともに、後継者の育成支援にも努める。

こどもの伝統芸能伝承活動を支援し、発表や交流の機会の充実に努める。

#### 4 博物館等施設の機能の充実

地域の貴重な文化財を公開・展示し、学校教育及び地域住民の学習活動を支援する場となるように努める。

学芸員等の専門職員を配置し、地域の特色ある資料の収集と展示活動の充実に努める。

## 【重点6】スポーツの推進

### 実践事項

#### 1 スポーツ参画人口の拡大

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、それぞれのライフスタイルや興味・関心、体力や健康状態等に応じたスポーツに取り組むことができるよう、イベントを開催したり、スポーツプログラムを提供する場を確保したりするなどして、スポーツ活動の推進に努める。

地域で保護者と子どもと一緒に参加できるスポーツ教室やイベントを開催するなど、幼児期からの運動習慣確立と体力向上に向けた方策の推進に努める。

スポーツ推進委員等の人財を活用してスポーツを通じた健康づくりを推進し、運動習慣の定着が図られるよう、地域の実情に応じた運動・スポーツ活動の充実に努める。

#### 2 スポーツを通じた活力ある社会の実現

国のスポーツ基本計画や青森県スポーツ推進計画を踏まえ、各市町のスポーツ振興計画等の策定及び改定に努める。

指導者やスポーツ推進委員の資質向上に向けた研修会の開催や、スポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアを育成するなど、地域スポーツを支える多様な人財の育成と活動の場の確保に努める。

第80回国民スポーツ大会や第25回全国障害者スポーツ大会を契機とした地域スポーツを推進していくとともに、大会終了後の持続可能なスポーツの振興に努める。

障がいのない人だけでなく、障がいのある人も気軽にスポーツに参加できるスポーツ教室やイベント等の開催を通じて、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に向けた取組の推進に努める。

地域スポーツ活動の場となる、学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用・利用促進に努める。

#### 3 競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

各競技団体と連携を図りながら各種競技大会で活躍できる選手の発掘・育成・強化に努める。

各種競技大会で活躍できる選手の育成・強化のため、選手の多様なニーズに対応できる指導者の育成及び資質向上に努める。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の地域スポーツを支える指導者の育成に努める。

各競技団体等の組織運営やドーピング防止に関する取組の情報提供に努める。

地域の選手及びジュニア層の競技力向上と指導者の指導力向上を図るため、スポーツ医・科学の活用に努める。

参考となる資料

【重点1～重点4】

---

○文部科学省ホームページ～学校と地域でつくる学びの未来  
(文部科学省)



---

○これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動  
(令和2年3月 文部科学省)



---

○コミュニティ・スクールのつくり方  
(令和2年10月 文部科学省)



---

○コミュニティ・スクールパンフレット2018  
(平成30年8月 文部科学省)



---

○共生社会の実現を推進する社会教育とボランティアに関する調査研究報告書  
(令和7年3月 国立教育政策研究所)



---

○社会教育主事の専門性を高める現代的課題を扱った研修プログラムの開発に関する調査研究報告書 (令和2年3月 国立教育政策研究所)



---

○ボランティアの学びと地域課題解決学習の推進に関する調査研究報告書  
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



---

○青森県基本計画「青森新時代」への架け橋  
(令和6年6月 青森県総合政策課)



---

○ふるさと青森を愛する心と行動に関する県民の意識調査報告書  
(令和7年3月 青森県教育委員会)



---

○つながろう！ひろげよう！みんなでつくる地域学校協働活動地域学校協働活動  
ハンドブック 実践編 (令和5年1月 青森県教育委員会)



○改訂版あおもり親楽プログラム 2中・高校生編  
(令和4年3月 青森県教育委員会)

---



○改訂版あおもり親楽プログラム 1乳幼児・小学生編  
(令和3年3月 青森県教育委員会)

---



○地域のチカラで家庭を支える！実践事例から学ぶ家庭教育連携・協働ハンドブック  
(令和2年3月 青森県教育委員会)

---



○今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動 - 地域学校協働活動ハンドブック  
(平成31年3月 青森県教育委員会)

---



○青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について(答申)  
(令和4年10月 青森県生涯学習審議会)

---



○人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について(答申) (令和2年10月 青森県生涯学習審議会)

---



## 【重点5】

---

○青森県文化財保存活用大綱  
(令和3年1月 青森県教育委員会)

---



## 【重点6】

---

○青森県スポーツ推進計画  
(令和5年1月 青森県教育委員会)

---



## 2 各種手続き等

### 〔1〕 社会教育関係教育委員会訪問について

#### 前期訪問

- 1 目的  
管内教育委員会における社会教育計画策定状況や職員体制と業務内容等について把握する。  
教育事務所と管内教育委員会における事業内容を共通理解し、今後の方向性について協議する。
- 2 訪問期間  
5月中旬～下旬
- 3 訪問予定者  
所長、教育課長、主任指導主事・副課長、社会教育担当者、指導主事（1名）
- 4 教育委員会の出席予定者  
教育長（教育次長）、担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員
- 5 訪問時間  
1時間30分程度
- 6 説明及び協議  
西北教育事務所からの説明  
ア 今年度の西北の方針・重点、課題について  
イ 社会教育関係事業及び情報提供について  
市町教育委員会からの説明  
ア 各市町社会教育行政の課題について  
イ 今年度の方針・重点について  
ウ 今年度実施予定の事業と改善点について  
全体協議  
特に話題にしたい事項等について  
上記の進行については、西北教育事務所が行う。
- 7 訪問日までの手順  
教育事務所は、訪問日時・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。  
各教育委員会は、訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式1〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式1〕（A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 年 月 日
	教育委員会 教育長 (公印省略)
社会教育関係教育委員会訪問計画書(前期)の提出について	
記	
1 訪問日時	令和 年 月 日( ) : ~ :
2 場所	
3 出席予定者 (教育委員会側)	計 名
4 日程	

特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

## 後 期 訪 問

- 1 目 的  
管内教育委員会における社会教育の推進状況等を把握するとともに、課題解決の方策を探る。  
次年度から始まる補助事業、委託事業についての情報提供をする。
- 2 訪 問 期 間  
12月上旬～中旬
- 3 訪 問 予 定 者  
教育課長、主任指導主事・副課長、社会教育担当者
- 4 教育委員会の出席予定者  
担当課長、公民館長、図書館長及び関係職員
- 5 訪 問 時 間  
1時間30分程度
- 6 説明及び協議  
西北教育事務所からの説明  
ア 本県及び西北管内の社会教育の取組状況について  
イ 次年度実施予定の事業等について  
市町教育委員会からの説明  
ア 今年度実施事業の成果と課題について  
イ 次年度実施予定の事業等について  
全体協議  
ア 「西北の課題」・「重点」への取組状況等について  
イ 特に話題にしたい事項等  
その他  
ア 『西北の社会教育～令和8年度のあゆみ～』について  
イ その他  
上記の進行については、西北教育事務所が行う。
- 7 訪問日までの手順  
教育事務所は、訪問日時・訪問者について各教育委員会と連絡・調整の上、実施する。  
各教育委員会は、訪問期日の1週間前までに訪問計画書〔様式2〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式2〕（A4判縦）

西北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令 和 年 月 日  教育委員会 教育長 (公印省略)
社会教育関係教育委員会訪問計画書(後期)の提出について	
記	
1 訪 問 日 時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
2 場 所	
3 出 席 予 定 者 (教育委員会側)	計 _____ 名
4 日 程	

特に話題にしたい事項・助言を受けたい事項がある場合は、要点を絞り具体的に記入する。

〔 2 〕 講師、助言者等の派遣について

- 1 教育委員会、社会教育関係団体等の各種集会、研修会、講座等の講師、助言者等として要請がある場合には、これに応じる。
- 2 要請に当たっては、事前に電話等で連絡し、派遣申請書〔様式3〕を教育事務所長宛て提出する。

〔様式3〕（A4判縦）

		文 書 番 号 令和 年 月 日	
西北教育事務所長 殿		教育委員会（または団体名） 教育長（または代表者名） （公印省略）	
講師・助言者の派遣について			
下記のとおり、所員の派遣を申請します。			
記			
1	講師・助言者		
2	事業名		
3	日 時	令和 年 月 日（ ）	: ~ :
4	場所・参加予定人員		
5	依頼内容		
6	備考		
	開催要項等を添付のこと 経費負担について その他		

# 総務課

# 総務課関係

## 〔 1 〕 令和 8 年度 学級編制について

### 1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の 1 学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。)
単 式 学 級		35	第 1 学年 35 第 2 学年以上 40
2 複 個 式 学 年 級 ( 1 )	第 1 学年の児童を 含む場合	8(4)	8(4)
	第 1 学年の児童を 含まない場合	16(8)	
特 別 支 援 学 級 ( 2 )		8	8

1 「2 個学年複式学級」とは、引き続く 2 の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、( ) 内の数字は、2 の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

2 「特別支援学級」は、2 以上の学年の児童又は生徒の数の合計が 8 人以下である場合は 1 学級に編制する。

学級は同学年で編制することが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

児童生徒数が 8 人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

### 2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の全学年は、上記 1 の表の学級編制基準により学年 2 学級以上の場合、児童生徒数の上限を 33 人とすることができる。

なお、33 人を上限とした場合の学級増は、学年毎に 1 学級までとする。

## 〔 2 〕 令和 8 年度 小・中学校教職員配置基準

〔 1 〕 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準（〔 1 〕の 1 の表のとおり）による。

小 学 校（義務教育学校の前期課程を含む。）

### 1 校 長

1 校に 1 人とする。

### 2 教員（教頭・教諭）

次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学 級 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教 員 数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学 級 数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教 員 数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学 級 数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教 員 数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

特別支援学級（各障害種別）において、担当教員 1 人当たりの指導児童数が、平均して 6 人を超える学校には、1 人増配置する。

指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

### 3 養 護 教 諭

4 学級以上の学校に 1 人とする。

3 学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

児童数が 851 人以上の学校に 1 人増配置する。

以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1 人増配置する。

### 4 事 務 職 員

4 学級以上の学校に 1 人とする。

3 学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が 25 人以上の学校に 1 人とする。

イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて 25 人以上の学校に 1 人とする。

27 学級以上の学校に 1 人増配置する。

要保護及び準要保護児童が 100 人以上、かつその学校の児童数に対する割合が 25 / 100 以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に 1 人増配置する。

事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）

学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。

ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。

イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。

ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。

学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。

ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。

イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。

ただし、共同調理場に栄養教諭等が配置される市町村は除く。

ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。

エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。

オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。

児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。

児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記～の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中 学 校（義務教育学校の後期課程を含む。）

1 校 長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教員（教頭・教諭）

次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学 級 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教 員 数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学 級 数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教 員 数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学 級 数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教 員 数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。

指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

### 3 養護教諭

4学級以上の学校に1人とする。

3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。

以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。

ただし、又はを満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

### 4 事務職員

4学級以上の学校に1人とする。

3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。

21学級以上の学校に1人増配置する。

要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。

ただし、又はを満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

### 5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

〔2〕 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

#### 1 県が実施する弾力的な学級編制

小学校

1学級増につき教諭又は講師を1人とする。

中学校

1学級増につき教諭又は講師を、上記〔1〕中学校2の基準により1人又は2人とする。

#### 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制

県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

〔3〕 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記〔1〕によらない教職員の配置をすることができるものとする。

## 〔 3 〕 教員加配等について

### 1 指導方法の工夫改善等に伴う教員加配

文部科学省では、基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、教員を加配することとしている。教員加配の主なものは次のとおりである。

- 少人数授業などきめ細やかな指導に伴う加配
- 小学校における専科指導に伴う加配
- 通級指導教員加配
- 児童生徒支援加配
- その他の加配

### 2 あおもりっ子育てプラン<sup>21</sup>

本県では、子どもたち一人一人を大切に一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、平成14年度から少人数学級編制等を実施したところである。

小学校においては、基本的な生活習慣・人間関係や社会生活のルールを身に付けさせ、生涯にわたって学ぶ基礎を培うため、小学校1・2年生を対象に実施し、また、学習内容の大きな変化や、いじめ・不登校の増加に対応するため、平成23年度から令和4年度にかけて、小学校全学年へ対象を拡充し実施している。

中学校においては、学級担任制から教科担任制への移行など学習環境が大きく変化し、不登校などの生徒指導上の課題もあることから、中学校1年生を対象に実施し、また、新学習指導要領における主体的・対話的で深い学びの推進を実現するとともに、不登校の増加を防ぎ、個に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導を行い、生徒の進路実現に資するため、令和5年度から令和6年度にかけて、中学校2・3年生へ拡充し実施している。

なお、中学校においては、教科担任制であり、学級増に応じた教員数（増学級数×1人）では、授業時数の増加に対応することが困難なため、「中学校教職員配置基準」による配置としている。

#### 少人数学級編制の実施

内容（対象・実施方法等）		ね ら い
小学校 1・2年生	33人の学級編制	学校生活の最初の時期に、学級集団を少人数化して、きめ細かな指導を行うことにより、基本的な生活習慣、人間関係や社会生活のルールを身に付けさせ、生涯にわたって学ぶ基礎を培う。
小学校 3・4年生	学年2学級以上（教諭・臨時講師配置） （少人数学級編制） 学年1学級34人以上の学級 （非常勤講師配置） （学級を分割しない）	学習指導面で、生活科が社会科・理科へと変わり、また総合的な学習の時間が始まるなど、学習内容が大きく変化するため、きめ細かな指導に対応する。また、生徒指導面で、いじめや不登校が増加し始める学年であり、その未然防止や早期対応に資する。
小学校 5・6年生		学習指導面で、外国語科や家庭科が始まるなど、学習内容がより難しくなること、生徒指導面でも不登校児童数が増加しており、きめ細かな学習指導や生徒指導を行う。
中学校 1年生	33人の学級編制 学年2学級以上（教諭・臨時講師配置） （少人数学級編制）	人間関係や学習環境が大きく変化する学年で、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことにより、基礎学力の向上を図るとともに、不登校等の増加を防ぎ、安定した学校生活を確保する。
中学校 2・3年生	「中学校教職員配置基準」による配置	学習指導面で、主体的・対話的で深い学びの視点で授業を行うとともに、不登校の増加を防ぐため、きめ細かな学習指導や生徒指導を行う。

#### 複式学級の充実

内容（対象・実施方法等）		ね ら い
小学校全学年の複式学級	1年生を含む場合は7～8人 又は 1年生を含まない場合は15～16人の 人数の多い学級（非常勤講師配置） （学級を分割しない）	異なる学年を対象に指導する複式学級の指導の充実を図り、基本的な生活習慣、基礎的・基本的な内容を身に付けさせる。

[ 4 ] 総務課関係 教育事務所提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員(校長)	校長(地教委)	地教委(教育事務所)	
1 特別休業 (産前・産後)	産前 休業	産前 8週間(多胎14週間)	病気休暇・特別休業簿 証明書等	休暇報告書	休暇報告書	勤規12,18 取規7
	産後 休業	産後 8週間	"	"	"	勤規12,18 取規7
2 育児休業等	請求(育児休業)	子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	育児休業承認請求書 証明書(請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を確認できるもの)	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2,育規2 育休通知
	請求(育児短時間)	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書(請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を確認できるもの)	"	"	育法10,育規5
	請求(部分休業)	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業(変更)申出書 部分休業承認請求書 証明書	部分休業承認後:部分休業(変更)申出書、承認請求書、証明書の写し(校長⇨教育事務所)	育法19,育規8 育休通知	
	期間延長(育児休業)	原則として1回	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書	育法3,育規3 育休通知	
	期間延長(育児短時間)		育児短時間勤務承認請求書 証明書	"	育法11,育規6	
	失効・取消	子が死亡した職員の子でなくなった子を養育しなくなった等	養育状況変更届	"	育法5,育条5 育規4,育休通知	
	願	180日以内	結核性疾患精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	病気休暇について(副申)	休暇報告書	勤規11,取規3 技基6
	期間延長		"	"	"	取規6
	経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
	出勤(7日前までに提出)	30日以上の場合には必須	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5
3 病気休暇	願	180日以内	病気休暇・特別休業簿 診断書等(領収書の写し等添付)	休暇報告書(90日を超える場合は副申) 精神性疾患観察報告書 校長の場合は休暇願	休暇報告書	勤規11,取規7 技基6,7
	期間延長		"	"	"	勤規11,取規7 服規14
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
	出勤(7日前までに提出)	30日以上の場合には必須	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	職員の出勤報告書	取規5,技基7
	願	90日以内(高血圧症等は180日以内)	病気休暇・特別休業簿 診断書等(領収書の写し等添付)	休暇報告書 (高血圧症等で90日を超える場合は副申) 校長の場合は休暇願	休暇報告書	勤規11,取規7 技基6
	期間延長		"	"	"	"
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
	出勤(7日前までに提出)	30日以上の場合には必須	病状報告書 精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5,技基7
	願	90日以内(高血圧症等は180日以内)	病気休暇・特別休業簿 診断書等(領収書の写し等添付)	休暇報告書 (高血圧症等で90日を超える場合は副申) 校長の場合は休暇願	休暇報告書	勤規11,取規7 技基6
	その他の傷病					"
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
	出勤(7日前までに提出)	30日以上の場合には必須	病状報告書 精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5

4	介護休暇	請求 延長・変更	2週間以上6月以内 (3回まで分割可)	介護休暇の指定期間申出書 介護休暇簿 (証明書等) (領収書の写し等添付)	休暇報告書	休暇報告書	勤規14,19 取規7
5	介護時間	お願い	3年の範囲内で1日2時間 以内	介護時間に係る休暇簿 (証明書等) (領収書の写し等添付)	休暇報告書 勤務時間割振り表	休暇報告書	勤規19
6	休職	お願い	3年以内	休職願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の仕事について(副申) 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	県費負担教職員の休職について(内申)	分条5,取規3
		期間延長		休職期間延長願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の仕事について(副申) 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	県費負担教職員の休職期間延長について(内申)	取規6
		経過報告	90日ごと	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	経過報告書 (結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書)	取規4
7	履歴事項	復職	県教育長に30日前まで 提出	病状報告書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 その他：精密検査証明書 (領収書の写し等添付)	職員の仕事について(副申) 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	県費負担教職員の復職について(内申)	取規5,技基7
		氏名及び住所		履歴事項異動届(証明書等の写し添付)	一般の鑑	履歴事項異動報告書	服規27
		学籍					
8	退職	普通		辞職願・履歴書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	服規6
		勤		辞職願・履歴書 退職勸奨に関する事情書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	服規6
		定		死亡診断書(写し) 履歴書 戸籍謄本(原本)	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の奥書証明	定条2 服規6

- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇(人事委員会規則13-8) …………… 勤規
- ・ 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 …………… 取規
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律 …………… 育法
- ・ 職員の育児休業等に関する条例 …………… 育条
- ・ 学校職員の育児休業等に関する規則 …………… 育規
- ・ 学校職員の育児休業等について(令和4年12月2日付青教員第461号) …………… 育休通知
- ・ 職員の分限に関する条例 …………… 分条
- ・ 県費負担教職員の勤務の監督、勤務時間等に関する技術的な基準 …………… 技基
- ・ 職員の定年等に関する条例 …………… 定条
- ・ 市町村立小学校及び中学校の職員の勤務等に関する規定案 …………… 服規

注1：地教委への提出に当たっては、職員から提出された書類の写しを添付すること。また、教育事務所への提出に当たっては、学校長から提出された書類の写しを添付すること。

注2：教育事務所への提出に当たり、育児休業、休職、退職関係の添付書類については、職員及び学校長から提出された書類の原本を添付すること。(証明書等で写しを可としている書類、地教委宛での具申書、副申等は除く。)

注3：各種休暇申請時には、病欠休暇・特別休暇の写しを年度当初～申請時まで全期間分提出すること。

# 資 料

- [1] 管内小・中学校一覧
- [2] 令和8年度 西北教育事務所事業予定  
(学校教育関係・社会教育関係)
- [3] 西北教育事務所機構図・事務分掌

## 〔 1 〕 管内小・中学校一覧

特別支援学級（知...知的、病...病弱、言...言語、難...難聴、情...自閉症・情緒、弱...弱視、肢...肢体不自由）

小 学 校

板柳町の市外局番は0172です。

整理 番号	市町	学校名	校 長	教 頭	電 話	F A X	僻 地	複 式	特別 支援	郵便番号	学 校 住 所
1	五 所 川 原	五所川原	浅利 忠	神山ルミ子	35-2767	34-5838			知情	〒037-0081	新宮字岡田161
2		南	白取知佳子	林 寛満	34-3665	34-3677			知情	〒037-0043	蓮沼2
3		栄	森 靖	澤田 尚希	34-2938	34-2932			知情	〒037-0015	姥菴字船橋156-2
4		松島	成田 嗣人	小坂 信子	34-2930	34-2931			知情	〒037-0013	米田字八ッ橋8
5		中央	佐々木康栄	江良 武康	35-2266	35-2281			知情肢	〒037-0006	松島町2-94
6		三輪	渋谷 真	藤田 和大	27-1010	27-1011			知情	〒037-0025	七ツ館字虫流6-5
7		東峰	渋谷 隆行	佐藤 智仁	29-3011	27-3360			知情肢	〒037-0611	神山山越1-26
8		いずみ	根城 善直	成田 理	37-2135	39-7501			知情	〒037-0002	飯詰字石田184
9		金木	三橋 孝行	奈良 学	52-2042	52-3887			知情	〒037-0202	金木町芦野84-54
10		市浦	野上 新二	佐藤 健一	62-2049	62-3084	1		知情	〒037-0401	相内岩井85
11	つ が る	向陽	平川 公明	出町 雄	42-2063	42-3007			知情肢	〒038-3143	木造日向62-1
12		穂波	蒔苗 元紹	菊地 和恵	49-2100	49-2110			知情	〒038-3165	木造菊川喜久野43
13		瑞穂	山館伸太郎	泉 真一郎	42-6161	42-6150			知情難	〒038-3277	木造大畑座八1
14		森田	今井 一仁	佐藤 昌輝	26-3001	26-3080			知情	〒038-2816	森田町森田屏風山2-2
15		柏	永原 信哉	蒔苗 浩正	25-2001	25-2004			知情	〒038-3105	柏広須福島126-2
16		稲垣	小枝 晃嘉	中村優太郎	46-2004	46-2014			知情	〒037-0104	稲垣町豊川宮藤27
17		車力	佐々木綾子	小坂 智則	56-2004	56-2269	1		知情	〒038-3303	車力町屏風山1-214
18	鱒ヶ沢	西海	木村 浩二	今 知義	72-2066	72-2713			知情	〒038-2761	舞戸町字小夜190
19		舞戸	千葉 義幸	鳥谷部淳也	72-2789	72-2827			知情	〒038-2761	舞戸町字久富27
20	深 浦	修道	小島 史靖	岡田 節孝	76-2016	76-2301	1		知情	〒038-2503	関字栢沢85-1
21		深浦	小笠原崇浩	山田 浩	74-2751	74-2099	1		知情	〒038-2324	深浦字寅平62-6
22		いわさき	今村 健児	青木 竜太	77-2277	77-2281	2		知情	〒038-2203	正道尻字小磯13-2
23	板 柳	小阿弥	堤 司	菊地 規雄	77-2910	77-2914			知情	〒038-3635	大俵字富永39-2
24		板柳北	會津 隆史	西口 虎男	73-2344	73-2358			知情難	〒038-3683	赤田字田川13
25		板柳東	猪股 健	佐藤 弘美	77-2113	77-2116			知情	〒038-3623	常海橋字稲葉197-21
26	鶴田	鶴田	木村 道浩	神 大輔	22-2021	23-1801			知情肢	〒038-3503	鶴田字鷹ノ尾11-2
27	中 泊	武田	尾崎 修一	藤田 佳苗	57-2109	57-2132			知情	〒037-0313	富野字千歳305-1
28		薄市	相澤 英知	中谷 美穂	58-2525	58-2055			知情	〒037-0302	薄市字飛石田野沢187-8
29		中里	川浪 久和	佐藤 典弘	57-2028	57-3620			知情	〒037-0305	中里字亀山251-1
30		小泊	坂本 朋子	佐藤さとみ	64-2025	64-2090	1		知情	〒037-0511	小泊字砂山1076-3

中 学 校

板柳町の市外局番は0172です。

整理番号	市町	学校名	校 長	教 頭	電 話	F A X	僻地	複式	特別支援	郵便番号	学 校 住 所
101	五所川原	五所川原第一	工藤 圭介	岩見 浩平	35-2820	34-2302			知情肢	〒037-0006	松島町3-1
102		五所川原第三	大場 康之	黒滝 智司	34-2937	34-2936			知情難	〒037-0023	広田字藤浦105-1
103		五所川原第二	石岡 靖仁	工藤 恵代	29-3009	29-3009			知情	〒037-0641	羽野木沢字隈無179-2
104		五所川原第四	鎌田 寛市	鈴木 行	36-2415	36-9011			知情	〒037-0092	沖飯詰字男鹿274-1
105		金木	小笠原 茂	会津記理子	53-2573	53-2224			知	〒037-0202	金木町芦野84-9
106		市浦	(野上 新二) 小本務	岩村 寿孝	62-2042	62-3122	1			〒037-0401	相内岩井85
107	つがる	木造	中島谷正史	原 倫子	42-3250	42-1594			知情	〒038-3141	木造浮巢20
108		森田	北川 一静	工藤 康	26-2074	26-2520			知情肢	〒038-2816	森田町森田屏風山2-1
109		柏	蒔苗 尚文	長内 郁典	25-2021	25-2027			情	〒038-3105	柏広須福島82
110		稲垣	大和 克彦	木村 大樹	46-2022	69-7028			知情	〒037-0104	稲垣町豊川宮川45-1
111		車力	新岡 省	岩淵 智哉	56-2023	56-2236	1			〒038-3303	車力町屏風山1-214
112	鱒ヶ沢	鱒ヶ沢	岩井 理	加藤 博規	72-3083	72-4470			知情	〒038-2731	赤石町大和田27
113	深 浦	深浦	尾崎 徳哉	須藤 和稔	74-2054	74-2542	1		知	〒038-2324	深浦字葎野60
114		大戸瀬	野呂 千尋	五十嵐優美子	76-2014	76-2313	1		情	〒038-2504	北金ヶ沢字榊原上野208-23
115	板柳	板柳	番場 武明	須藤 崇	73-3105	73-4475			知情	〒038-3684	三千石字五十嵐103
116	鶴田	鶴田	木村 英俊	矢古宇崇充	22-3233	22-3255			知情難	〒038-3503	鶴田字渡舟80-1
117	中 泊	中里	鎌田 健吾	佐藤 貴行	57-2030	57-2106			知情	〒037-0305	中里字宝森309
118		小泊	(坂本 朋子) 小本務	藤森 達也	64-2024	64-2080	1			〒037-0511	小泊字砂山1076-3

備 考

- ・五所川原市 中央小学校 通級指導教室
- ・つがる市 向陽小学校 通級指導教室
- ・つがる市 木造中学校 通級指導教室

## 管内小・中学校メールアドレス

	小学校	メールアドレス		中学校	メールアドレス
1	五所川原	gosho@city.goshogawara.lg.jp	1	五所川原第一	goichu@city.goshogawara.lg.jp
2	南	nansho@city.goshogawara.lg.jp	2	五所川原第三	santyyuu@city.goshogawara.lg.jp
3	栄	sakae156@city.goshogawara.lg.jp	3	五所川原第二	go2@city.goshogawara.lg.jp
4	松島	macho@city.goshogawara.lg.jp	4	五所川原第四	goyonchu@city.goshogawara.lg.jp
5	中央	chuo@city.goshogawara.lg.jp	5	金木	kincyuu@city.goshogawara.lg.jp
6	三輪	mitsuwa@city.goshogawara.lg.jp	6	市浦	shiurajhs@city.goshogawara.lg.jp
7	東峰	toho@city.goshogawara.lg.jp	7	木造	mokutyuu@tsugaru.ed.jp
8	いずみ	izumi@city.goshogawara.lg.jp	8	森田	morita-chu@tsugaru.ed.jp
9	金木	kinsho@city.goshogawara.lg.jp	9	柏	kashiwa-chu@tsugaru.ed.jp
10	市浦	shiura_es@city.goshogawara.lg.jp	10	稲垣	inagaki-chu@tsugaru.ed.jp
11	向陽	koyo-sho@tsugaru.ed.jp	11	車力	shariki-chu@tsugaru.ed.jp
12	穂波	honami-sho@tsugaru.ed.jp	12	鱒ヶ沢	ajichu2@town.ajigasawa.lg.jp
13	瑞穂	mizuho-sho@tsugaru.ed.jp	13	深浦	fukachu@town.fukaura.lg.jp
14	森田	morita-sho@tsugaru.ed.jp	14	大戸瀬	oodosetyuu@town.fukaura.lg.jp
15	柏	kashiwa-sho@tsugaru.ed.jp	15	板柳	ita-jhsch@itayanagi.ed.jp
16	稲垣	inagaki-sho@tsugaru.ed.jp	16	鶴田	tsuru-chuu@educet04.plala.or.jp
17	車力	syariki-sho@tsugaru.ed.jp	17	中里	nakasato-jhs01@town.nakadomari.aomori.jp
18	西海	ajisaikaishou@town.ajigasawa.lg.jp	18	小泊	kodomari-jhs01@town.nakadomari.aomori.jp
19	舞戸	ajimaitoshou@town.ajigasawa.lg.jp	<b>【管内各教育委員会の連絡先】</b> 五所川原市教育委員会 0173-35-2111(代) つがる市教育委員会 0173-42-5532 鱒ヶ沢町教育委員会 0173-72-2111(代) 深浦町教育委員会 0173-74-4419 板柳町教育委員会 0172-40-0567 鶴田町教育委員会 0173-22-2111(代) 中泊町教育委員会 0173-57-2111(代)		
20	修道	syudosyo@town.fukaura.lg.jp			
21	深浦	fukasyo@town.fukaura.lg.jp			
22	いわさき	iwasyou@town.fukaura.lg.jp			
23	小阿弥	ita-koamisch@itayanagi.ed.jp			
24	板柳北	ita-kitasch@itayanagi.ed.jp			
25	板柳東	ita-higasischk@itayanagi.ed.jp			
26	鶴田	tsuru-tsurushou2021@educet04.plala.or.jp			
27	武田	takeda-es01@town.nakadomari.aomori.jp			
28	薄市	usuichi-es01@town.nakadomari.aomori.jp			
29	中里	nakasato-es01@town.nakadomari.aomori.jp			
30	小泊	kodomari-es01@town.nakadomari.aomori.jp			

## 〔2〕 令和8年度 西北教育事務所事業予定

### (1) 学校教育関係

#### 【主催事業、主管事業等】

事業名	対象者	期日・期間	会場
1 新規採用教職員辞令交付式・赴任時研修	新規採用教職員	4月1日(水)	合同庁舎
2 小・中学校校長連絡会議	小・中学校長	4月17日(金)	松の館
3 小・中学校臨時講師等研修会	講師・養護助教諭	5月15日(金)	五所川原市中央公民館
4 学校安全指導者研修会(生活安全)	小学校教員(希望者)	6月25日(木)	県総合学校教育センター
5 安心できる学校づくり研修会兼小・中学校生徒指導研究協議会	ハートフルリーダー等	7月1日(水)	松の館
6 複式学級担任者研修会(東青・中南教育事務所と合同開催)	複式学級担任者・希望者	7月3日(金)	中泊町立薄市小学校
7 特別支援教育(知的障がい、自閉症・情緒障がい等)新担当教員実地研修会	特別支援学級新担当者	7月10日(金)	県立森田養護学校
8 青森県中学校教育課程研究集会(オンデマンド型研修)	中学校教員(令和4、6年度受講していない教員)	夏季休業中	各学校
9 令和9年度入学者選抜WEB出願システム説明会	地教委、中学校教員	7月23日(木)	旧制木造中学校講堂
10 学校安全管理職資質向上研修	小・中学校校長又は教頭	7月27日(月)	県総合学校教育センター
11 地区就学相談・教育相談会	相談申込者	7月28日(火) 30日(木)	五所川原市立南小学校 つがる市立向陽小学校
12 学校安全指導者研修会(交通安全)	中学校教員(希望者)	8月28日(金)	県総合学校教育センター
13 令和9年度県立高等学校入学者選抜要項説明会	地教委、中・高教員	9月11日(金)	旧制木造中学校講堂
14 AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ④	小・中学校教員	11月13日(金)	松の館
15 教育課程記載研修会	小・中学校教員	12月24日(木)	松の館
16 冬季学校体育実技(スキー)講習会(中南教育事務所と合同開催)	小・中・高・特教職員	1月5日(火)	大鱈温泉スキー場
17 西北管内学校教育関係行事予定調整会議	地教委・関係団体	1月8日(金)	松の館

\*小・中学校道徳教育研究協議会は隔年度開催となったため、西北管内は令和8年度は実施せず、令和9年度に実施予定

#### 【初任者研修】

事業名	対象者	期日・期間	会場
1 新規採用教職員辞令交付式・赴任時研修	新規採用教職員	4月1日(水)	合同庁舎
2 第1回初任者研修校長等連絡協議会兼初任者研修拠点校指導教員研修会	関係校長、指導教員	4月3日(金)	五所川原市中央公民館
3 初任研「示範授業研修」	初任研対象者(小) 初任研対象者(中)	6月18日(木) 6月11日(木)	つがる市立森田小学校 つがる市立森田中学校
4 初任研「一般授業研修Ⅰ」	初任研対象者	8月19日(水)	合同庁舎
5 第2回初任者研修校長等連絡協議会兼初任者研修拠点校指導教員研修会	指導教員	8月28日(金)	合同庁舎
6 初任研「特別活動研修」	初任研対象者(小) 初任研対象者(中)	11月5日(木) 10月29日(木)	鶴田町立鶴田小学校 鶴田町立鶴田中学校
7 初任研「一般授業研修Ⅱ」	初任研対象者	1月7日(木)	合同庁舎
8 第3回初任者研修校長等連絡協議会兼初任者研修拠点校指導教員研修会	指導教員	1月26日(火)	合同庁舎
9 初任研「まとめ研修」	初任研対象者	2月18日(木)	合同庁舎
10 初任者研修実施校事前説明会	関係教務主任等	3月25日(木)	合同庁舎

## 社会教育関係

### 【主管事業】

事業名	期日	場所	対象
管内社会教育関係課長・公民館長等及び社会教育担当者会議	5月22日(金)	五所川原市 (中央公民館)	生涯学習・社会教育・社会体育主管課長、公民館長等、社会教育・社会体育担当者、公民館関係職員
社会教育関係教育委員会訪問 (前・後期)	(前期) 5月中旬～5月下旬 (後期) 12月上旬～12月中旬	管内教育委員会	教育委員会社会教育関係者
放課後児童対策に係る支援員等研修会(前・後期)	(前期) 5月29日(金) (後期) 10月2日(金)	つがる市 (柏ふるさと交流センター) つがる市 (柏ふるさと交流センター)	放課後子ども教室関係者、放課後児童クラブ関係者、地域学校協働活動関係者、市町教育委員会担当者等
スポーツ推進委員西北地区研修会	7月18日(土)	板柳町多目的ホール 「あふる」	スポーツ推進委員、社会教育・社会体育担当者等

### 【関連事業】

事業名	期日	場所	対象
市町村保健体育及び社会体育担当者会議	4月10日(金) 午前開催	県総合社会教育センター	社会体育担当者等
第19回青森県民スポーツ・レクリエーション祭	7月4日(土) ～5日(日)	県内各地	社会体育担当者等
社会教育主事講習	7月21日～8月19日(予定)	青森県(弘前大学)	青森県・岩手県・秋田県
C S・地域学校協働活動研修会	8月26日(水)	つがる市(松の館)	市町村教育委員会担当者、地域連携を担う教職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター等
ふるさとあおもりを愛する人づくり推進事業 ワークショップ 交流会	8月 11月～12月	未定	地域の大人 地域の大人および校区のこども
生涯学習・社会教育関係職員研修講座	9月～10月	板柳町	社会教育・社会体育担当者 公民館関係職員等
青森県社会教育研究大会	9月11日(金)	県総合社会教育センター	社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員、社会教育担当職員、公民館職員等
西北地区社会教育振興大会	10月9日(金) 10月16日(金) のいずれか	鶴田町	社会教育委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進委員、社会教育担当職員、公民館職員等
青森県スポーツ推進委員研修会	11月21日(土)	県総合社会教育センター	スポーツ推進委員 社会体育担当者等

〔 3 〕 西北教育事務所機構図・事務分掌

機 構 図

所在地	五所川原市字栄町10 (五所川原合同庁舎)
T E L	0173 - 34 - 2111 0173 - 35 - 2170 (総務課直通)
F A X	0173 - 33 - 3663
E-mail	E-SEIHOKU@pref.aomori.lg.jp

(内線290)	(内線291)
所 長 高 橋 秀 樹	次 長 竹 内 明 人

総務課	(内線292)	(内線293)
	総務課長 高 松 栄	主 査 佐 藤 玄 主 事 新 井 系 和

教 育 課	(内線295)
	教育課長 佐々木 謙 一
	(内線296)
	主任指導主事兼 副課長 岩 谷 博 喜

seihoku_gakkyo@pref.aomori.lg.jp (学校教育関連業務用メール)	
(内線296～297)	
学 校 教 育 担 当	指 導 主 事 佐 藤 公 美
	指 導 主 事 俵 谷 浩 二
	指 導 主 事 廣 森 吉 明
	指 導 主 事 村 井 千 絵 美
	スクールソーシャルワーカー 外 崎 雅 裕
スクールソーシャルワーカー 木 村 恵 子	
スクールソーシャルワーカー 今 博 子	
スクールソーシャルワーカー 三 國 谷 夏 子	

seihoku_syakyo@pref.aomori.lg.jp (社会教育関連業務用メール)	
(内線296)	
社 会 教 育 担 当	社会教育主事兼 相 馬 智 子 指 導 主 事
	指 導 主 事 山 内 智 仁

## (2) 事務分掌

所属職氏名		事務分掌
総務課	総務課長 高松 栄	課総括、公印保管、総括前渡資金取扱者、叙位叙勲、庶務一般、所内・事業経理 公用車管理
	主査 佐藤 玄	教職員人事、小・中学校の設置・廃止、地教委との連絡調整
	主事 新井 系和	教職員の昇給・昇格、免許、公務災害、学級編制、服務、調査統計、所内・事業 経理、退職手当

所属職氏名		担当分野	担当教科等	主担当事業等
教 育 課	課長 佐々木 謙一	課 総 括		研修派遣（中央研修、NITS研修、大学院派遣、教職 大学院派遣等、3年目教員派遣研修）、教職員課（学 校の幸せ推進室）兼務、子ども若者支援地域協議会、 西北地域特定家畜伝染病対応、つがる西北五広域連 合地域自立支援
	主任指導主事兼副課長 岩谷 博喜	学校教育全般 社会教育全般 教科用図書	社 会 家 庭 技術・家庭 特別活動	学校訪問、教育委員会訪問、教育課程全般、指導要 録関係、校内研究計画書、校長連絡会議、行事調整 会議、「西北の教育」関係、全国学力・学習状況調 査関係、教科書センター、事務所便り、教員免許状 保有者研修会
	指導主事 佐藤 公美	初任者研修（主） 幼稚園教育 へき地・複式教育	国 語 図 画 工 作 美 術	初任者研修関連事業（小学校教諭）、幼稚園教育関 連事業、複式学級担任者研修会、小・中学校臨時講 師等研修会、学校図書館関係、青少年赤十字関係、 教員免許状保有者研修会
	指導主事 俵谷 浩二	生徒指導 教育相談 情報教育 初任者研修（副）	算 数 数 学	生徒指導関連事業、いじめ防止対策関連事業、不登 校対応・教育相談関係（SC、SSW）、児童生徒の 事故等（非行問題行動等）の報告、情報教育関係、 ICT活用推進（著作権、HP等）、初任者研修関 連事業（中学校教諭）
	指導主事 廣森 吉明	特別支援教育（主） 研修全般 環境教育	理 科 生 活 科 総合的な学習の時間	特別支援教育関連事業（特別支援教育新担当教員実 地研修、特別支援教育巡回相談員制度）、教育課程 研究集会、中堅教諭等資質向上研修、総合学校教育 センター研修講座、研修オンラインシステム、全国 教員研修プラットフォーム（Plant）、理科教育関連 事業、環境教育関係
	指導主事 村井 千絵美	国際理解教育 道徳教育 高校入試関係 特別支援教育（副）	外 国 語 外国語活動 音 楽 道 徳	外国語教育関連事業、道徳教育関連事業、県立高等 学校入学者選抜要項説明会、特別支援教育関連事業 （地区就学相談・教育相談会、教育課程記載研 修会、特別支援関係調査）、人権教育関係、 ユニセフ・ユネスコ等関係
	社会教育主事兼指導主事 相馬 智子	社 会 教 育 社 会 体 育		教育委員会訪問、社会教育委員関係、社会教育担 当者研修、公民館及び図書館関係、視聴覚関係、コミ ュニティー・スクール、地域学校協働活動、放課後 児童対策、家庭教育関係、読書活動関係、各種団体 （PTA、婦人団体、子ども会等）、文化財保護、 地域ネットワーク活用促進事業
	指導主事 山内 智仁	社 会 教 育 社 会 体 育 体育・健康教育 キャリア教育	体 育 保 健 体 育	社会体育関連事業、文化庁関連事業、キャリア教育 関連事業、体育・健康教育関連事業、集団かぜ等の 報告、児童生徒の事故等（学校事故、交通事故等）、 初任者研修関係（養護教諭、栄養教諭・栄養職員）